

# 私学行政の現状と課題

(東京会場)

講師：新田 正樹

(文部科学省高等教育局視学官)

(京都会場)

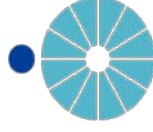
講師：古田 和之

(文部科学省高等教育局私学部参事官補佐)



平成26年10月  
学校法人監事研修会

# 私学行政の現状・動向と課題 (監事制度の概要を含め)



MEXT

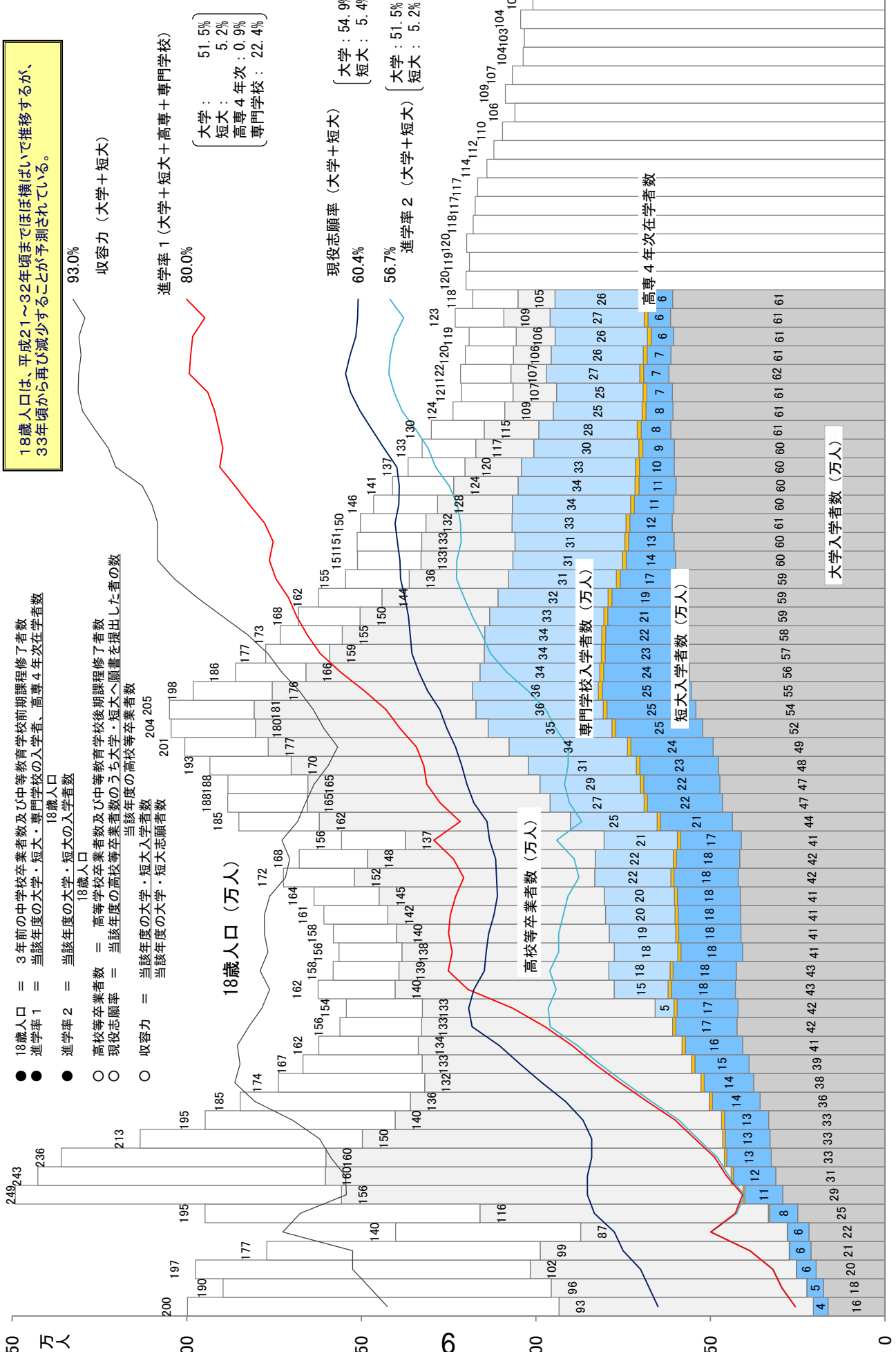
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 私学行政の現状・動向と課題

1. 私立大学・学校を取り巻く現状
2. 大学改革を巡る議論
3. 私学関係予算(平成26年度、27年度(概算要求))
4. 私学運営・学校法人運営の適正化について
5. 学校法人制度・監事制度と、監事に求められる役割

# 1. 私立大学・学校を取り巻く現状

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率 1 = 当該年度の大学・短大・専門学校入学者数、高専4年次在学者数
- 進学率 2 = 当該年度の大学・短大の入学者数
- 18歳人口
- 高校等卒業者数 = 高等学校卒業者数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業者のうち大学・短大へ願書を提出した者の数
- 進学率 1 = 当該年度の大学・短大入学者数
- 進学率 2 = 当該年度の大学・短大入学者数

大学：51.5%  
短大：5.2%  
高専4年次：0.9%  
専門学校：22.4%

大学：54.9%  
短大：5.4%

大学：51.5%  
短大：5.2%

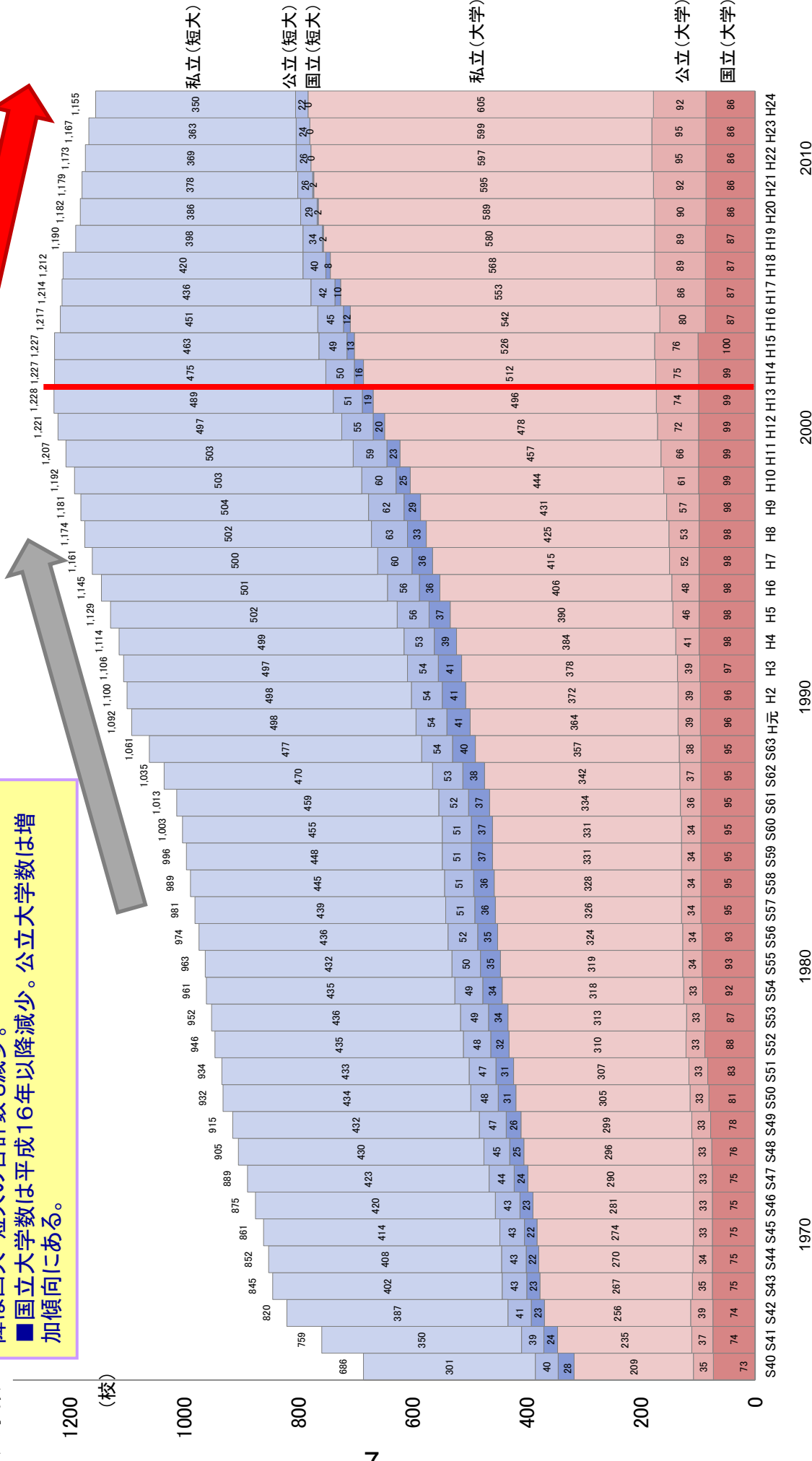
年 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

# 近年の大学・短大数の推移(昭和40～平成24年度)

## 【近年の主な傾向】

- 四大化や廃止により短期大学数は減少。平成13年以降は四大・短大の合計数も減少。
- 国立大学数は平成16年以降減少。公立大学数は増加傾向にある。

大学数

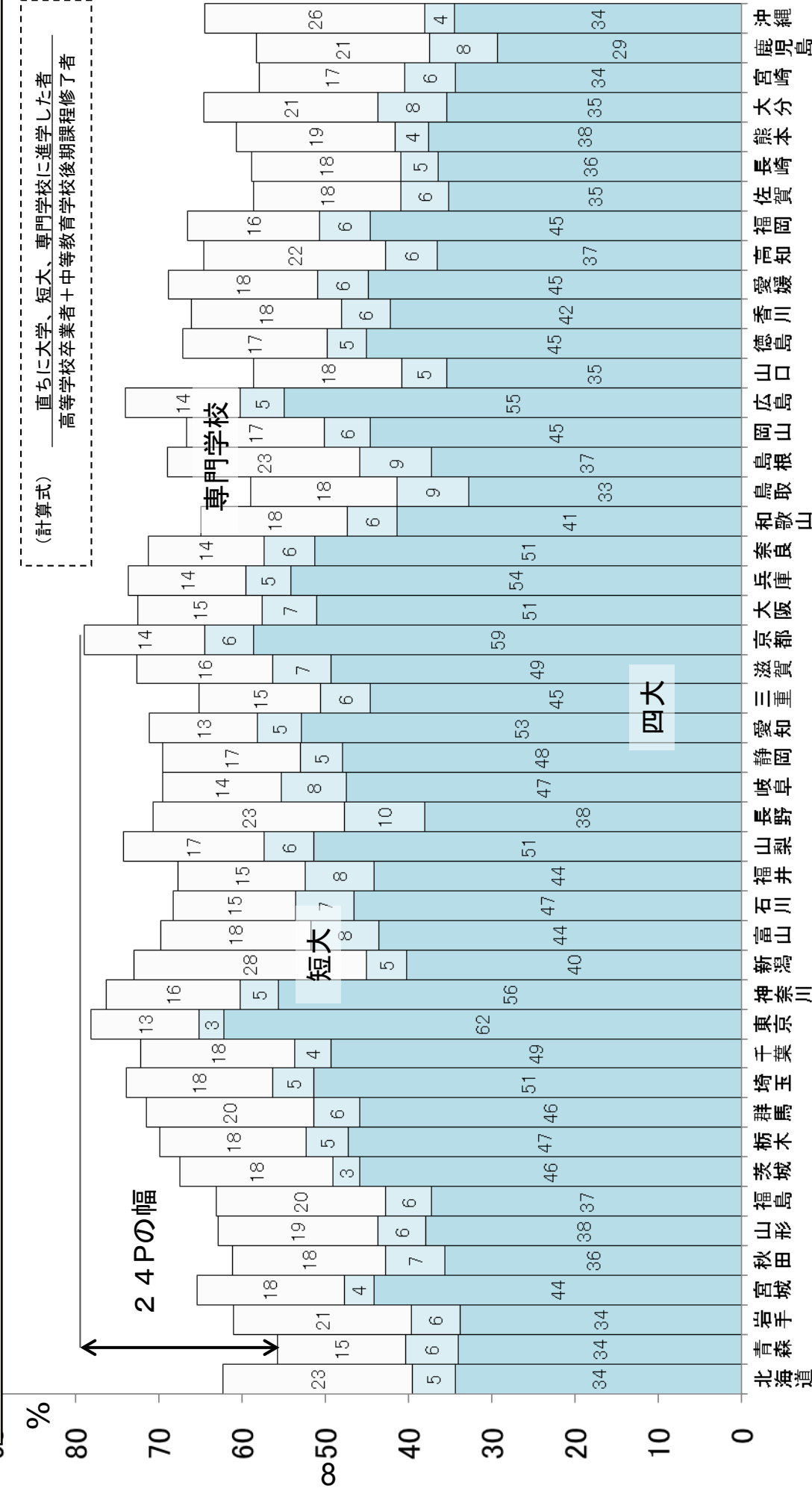


※学生募集停止の学校も含む。  
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

# 都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校含む)

- 平成25年度の都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校を含む)をみると、京都(79%)、東京(78%)で高く、青森(55%)、宮崎(57%)で低い。京都と青森では24ポイントの幅。
- 大学進学率の都道府県差は、この10年で拡大(H14年度20ポイント→H25年度33ポイント)。

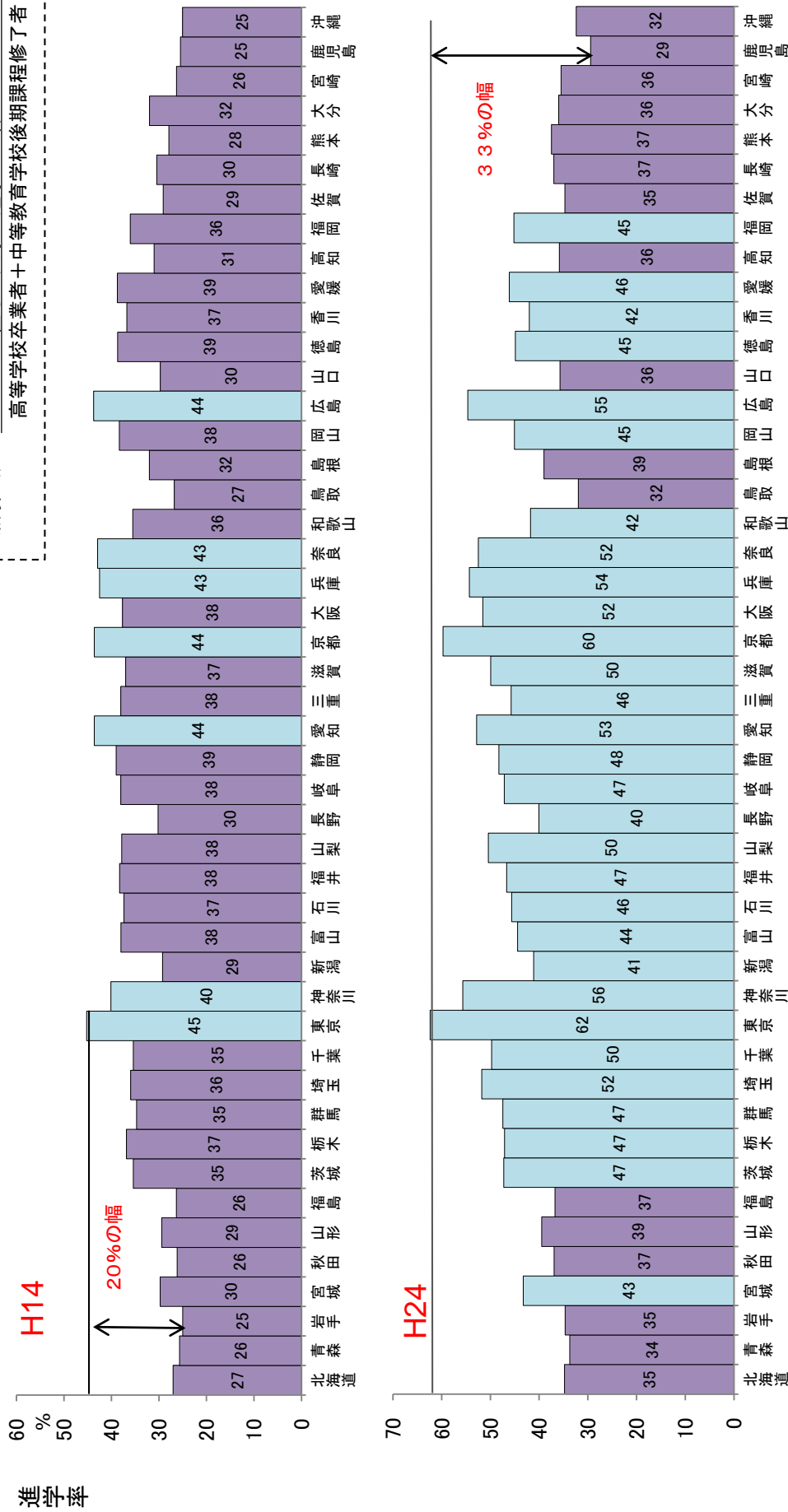




# 〇都道府県別高校新卒者の大学進学率

都道府県別の大学進学率の格差(最も高い県の進学率と最も低い県の進学率の差)は、10年間で10P以上拡大している(20%→33%)。

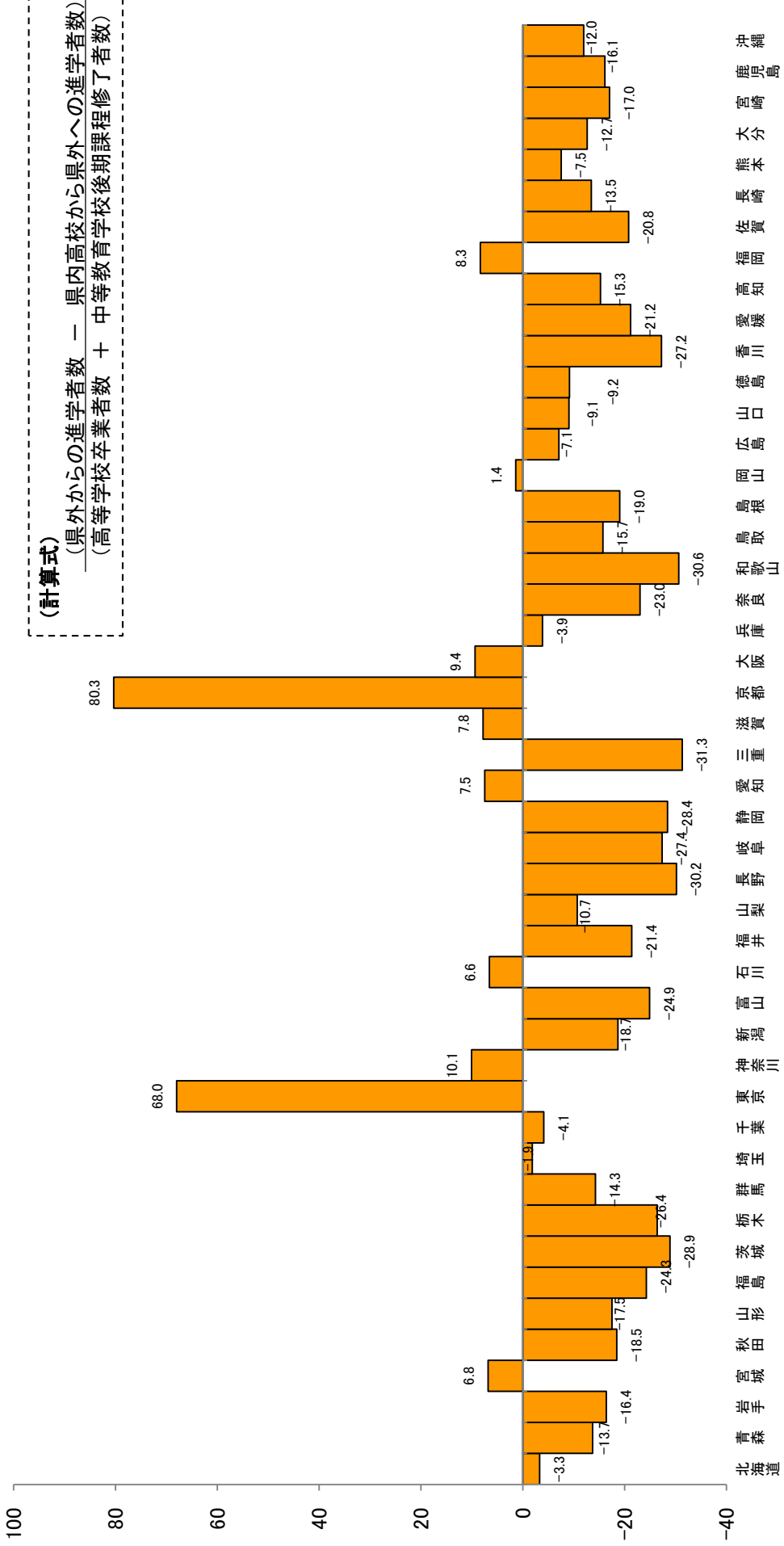
(計算式)  $\frac{\text{直ちに大学に進学した者}}{\text{高等学校卒業者+中等教育学校後期課程修了者}}$



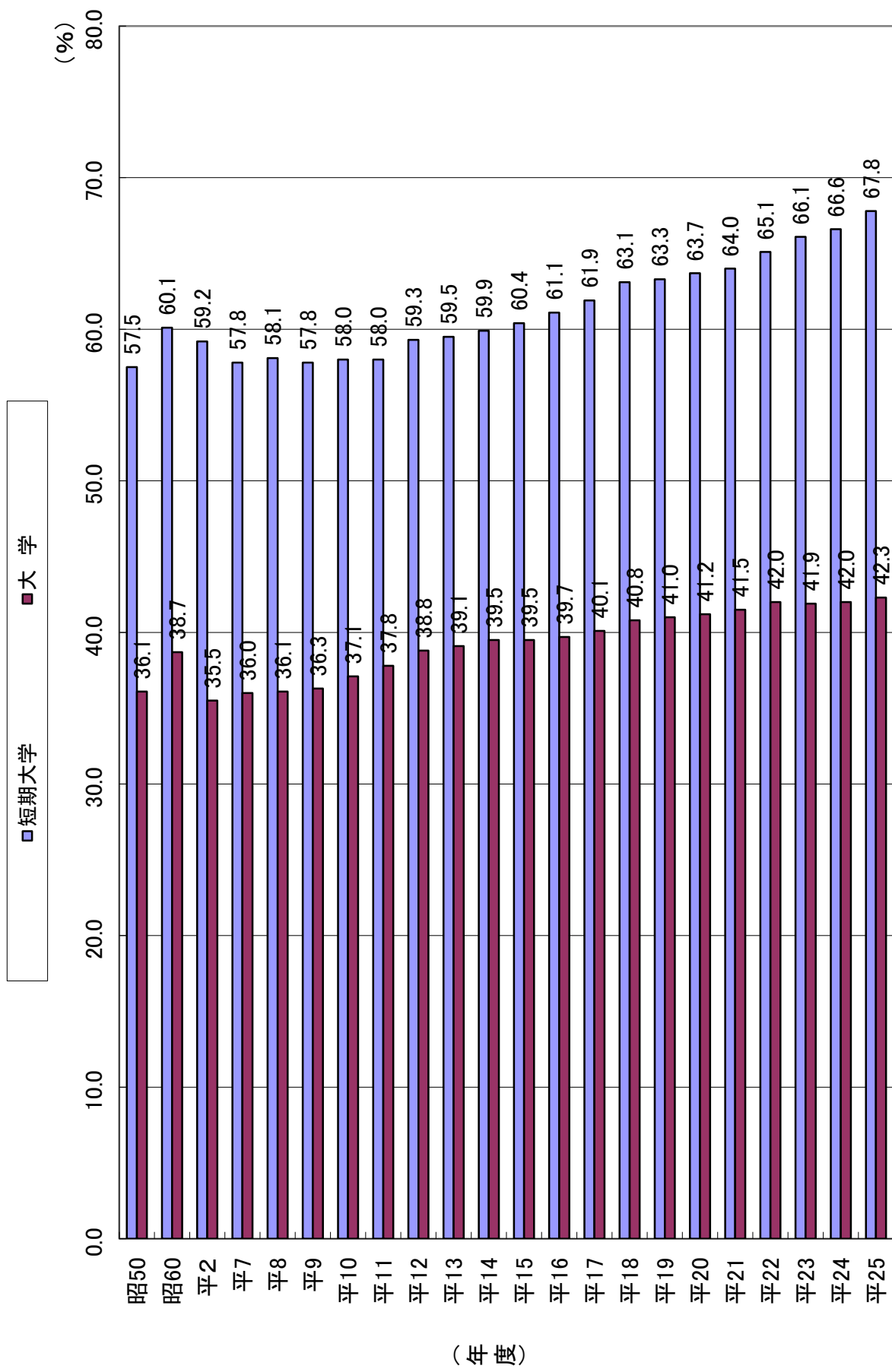
# ○大学進学時の都道府県別流入・流出率

37の道県において、大学進学時に、県外からの流入を上回る者が県外に流出している。

※当該都道府県の高卒者数を100とした場合の  
流入者(「-」は流出者)の割合



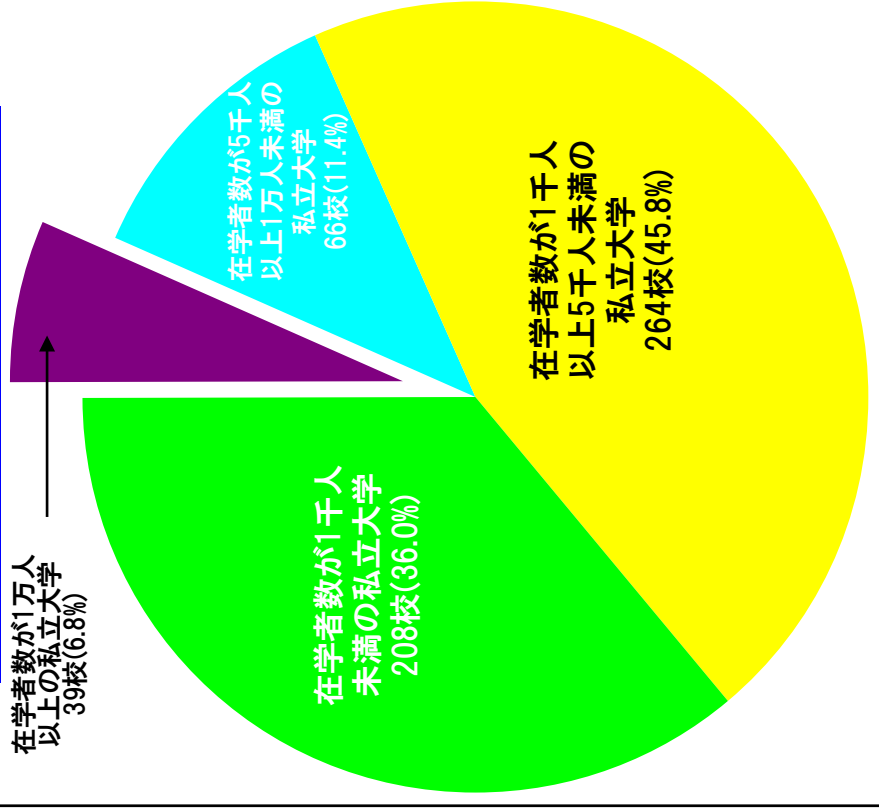
# 短期大学・4年制大学の自県内入学率の推移



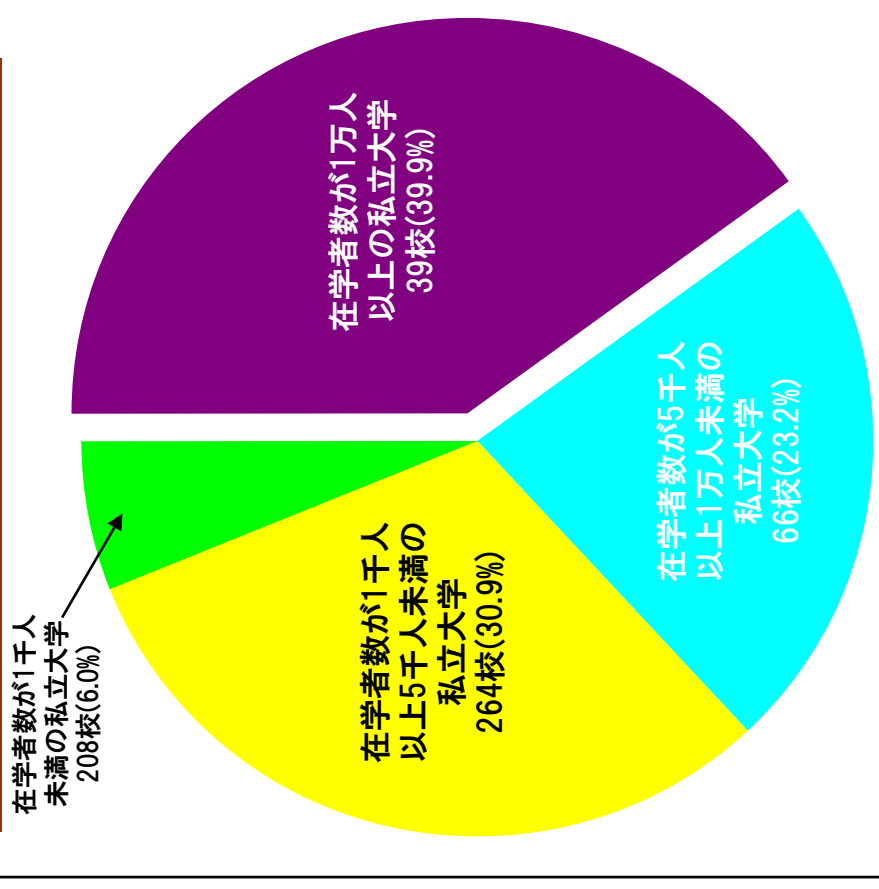
# 私立大学の学校数及び在学者数の規模別構成比率の推移（平成24年5月現在）

在学者数が1万人以上の私立大学（39校）は、学校数では全体の約7%であるが、在学者数では全体の約40%を占めている。

## 私立大学の学校数（577校）



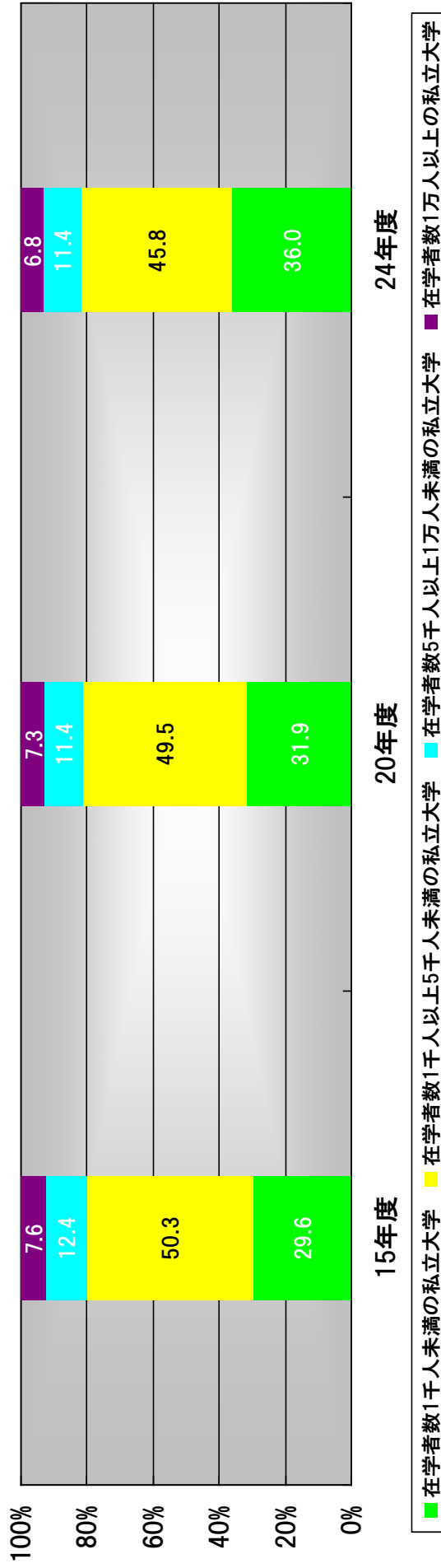
## 私立大学の在学者数（1,984,483人）



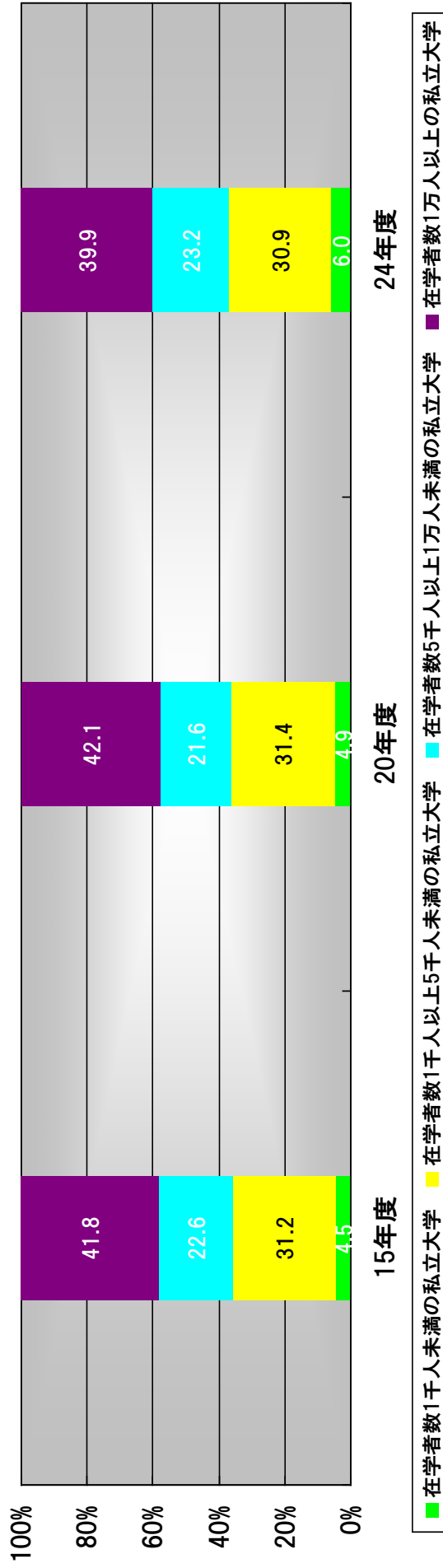
※ 日本私立学校振興・共済事業団のデータにより文部科学省が集計。  
 ※ 学生募集停止中の大学、大学院のみを設置する大学及び通信制課程のみを設置する大学は含まない。

# 私立大学の学校数及び在学者数の規模別構成比率の推移（平成15年度以降）

私立大学の学校数の規模別構成比率

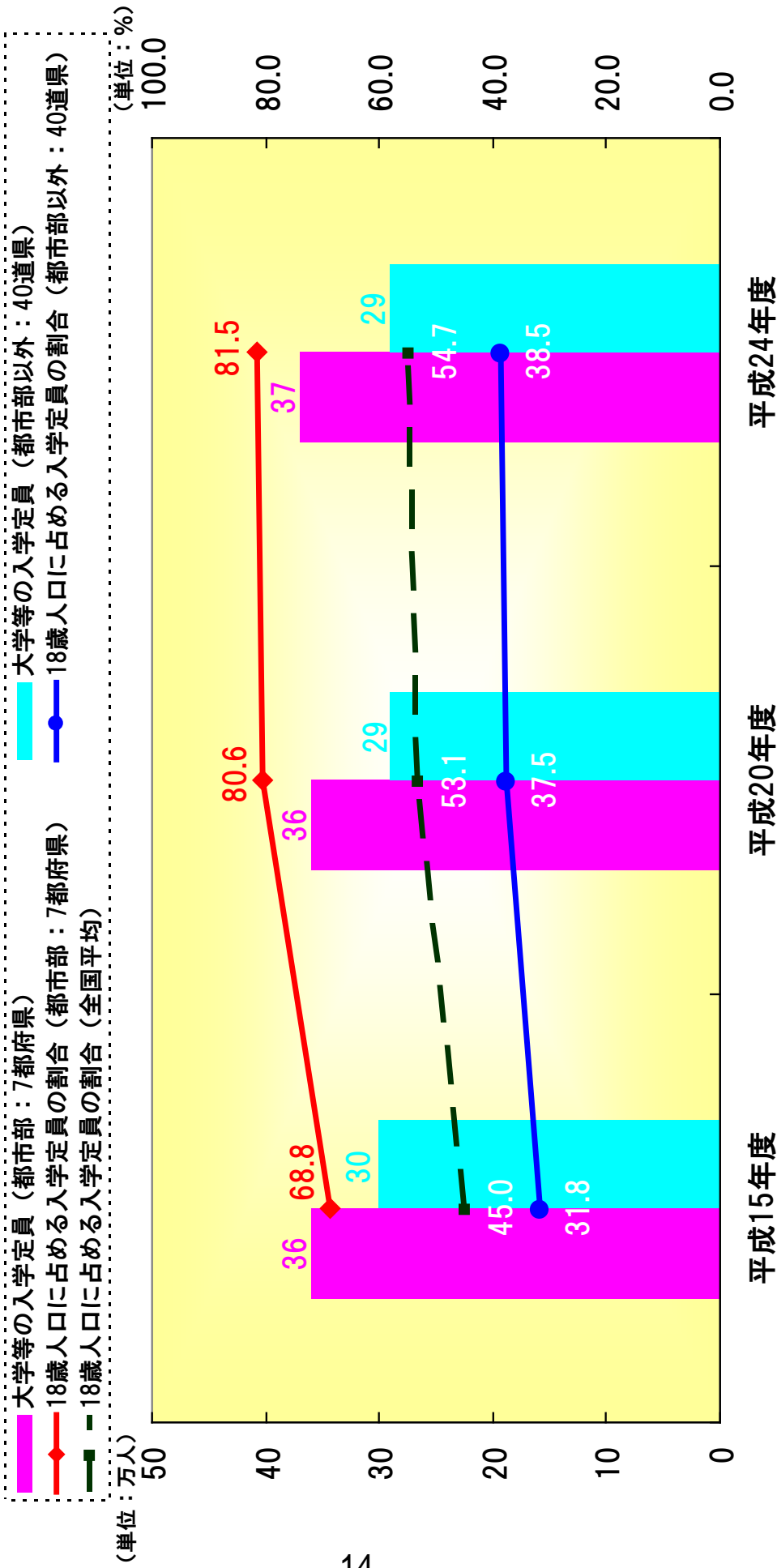


私立大学の在学者数の規模別構成比率



# 大学・短大の入学定員数と18歳人口との割合の推移（都市部とそれ以外）

18歳人口に占める大学・短期大学の入学定員の割合の推移をみると、都市部（60～80%台）と都市部以外（30%台）とで大きな差がある。

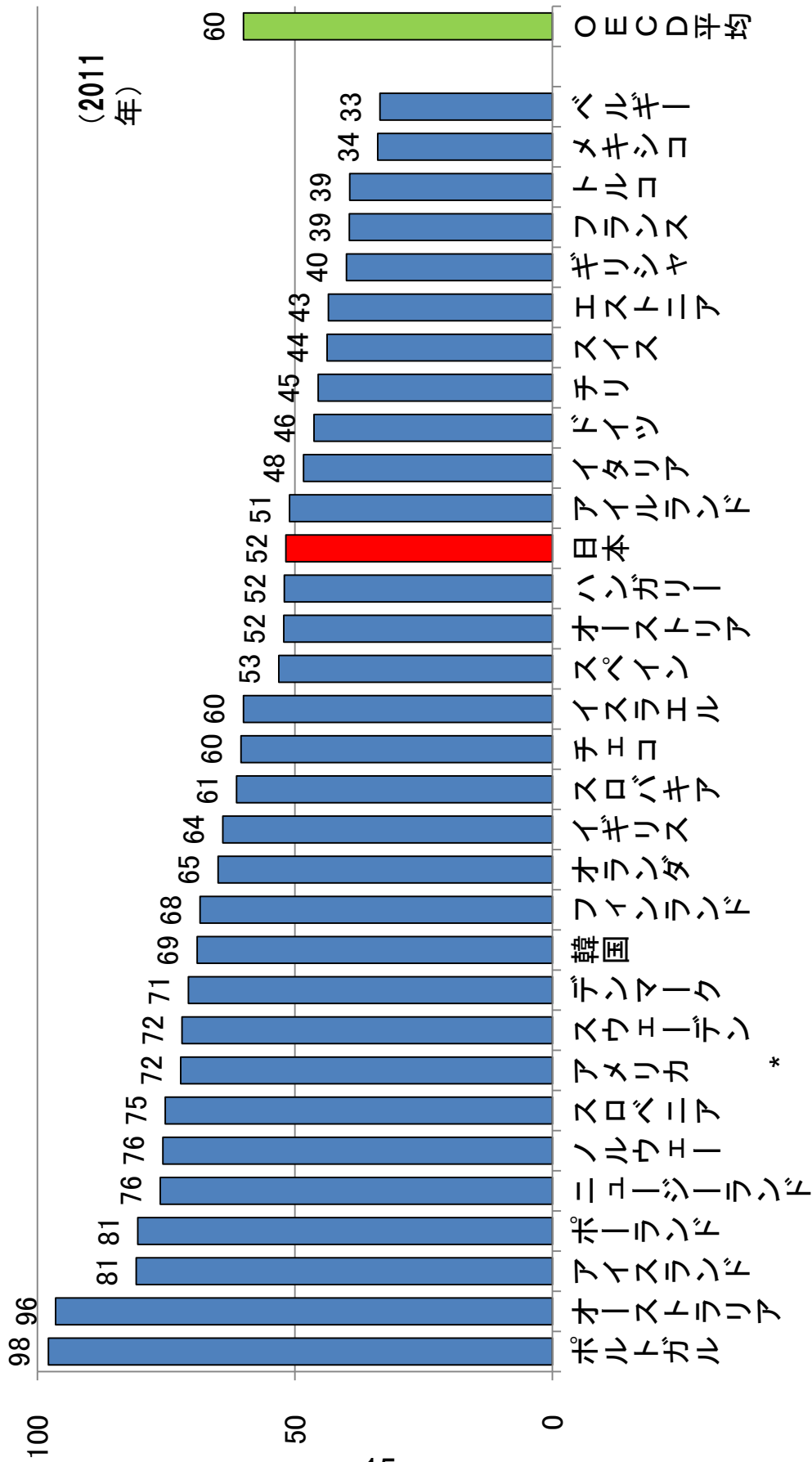


<備考>  
 [都市部] 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の7都府県  
 [都市部以外] 上記7都府県以外の40道県

<出典>  
 ○18歳人口は、文部科学省の学校基本調査。  
 ○入学定員は、国立は「全国大学一覧」及び「全国短期大学一覧」、私立は「日本私立学校振興・共済事業団」のデータ。

# 世界の高等教育機関の大学進学率と学生数①

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。



※このデータには、定義上留学生の入学者が含まれている  
 ※アメリカのみ、2年制の機関が含まれた値

# 世界の高等教育機関の大学進学率と学生数②

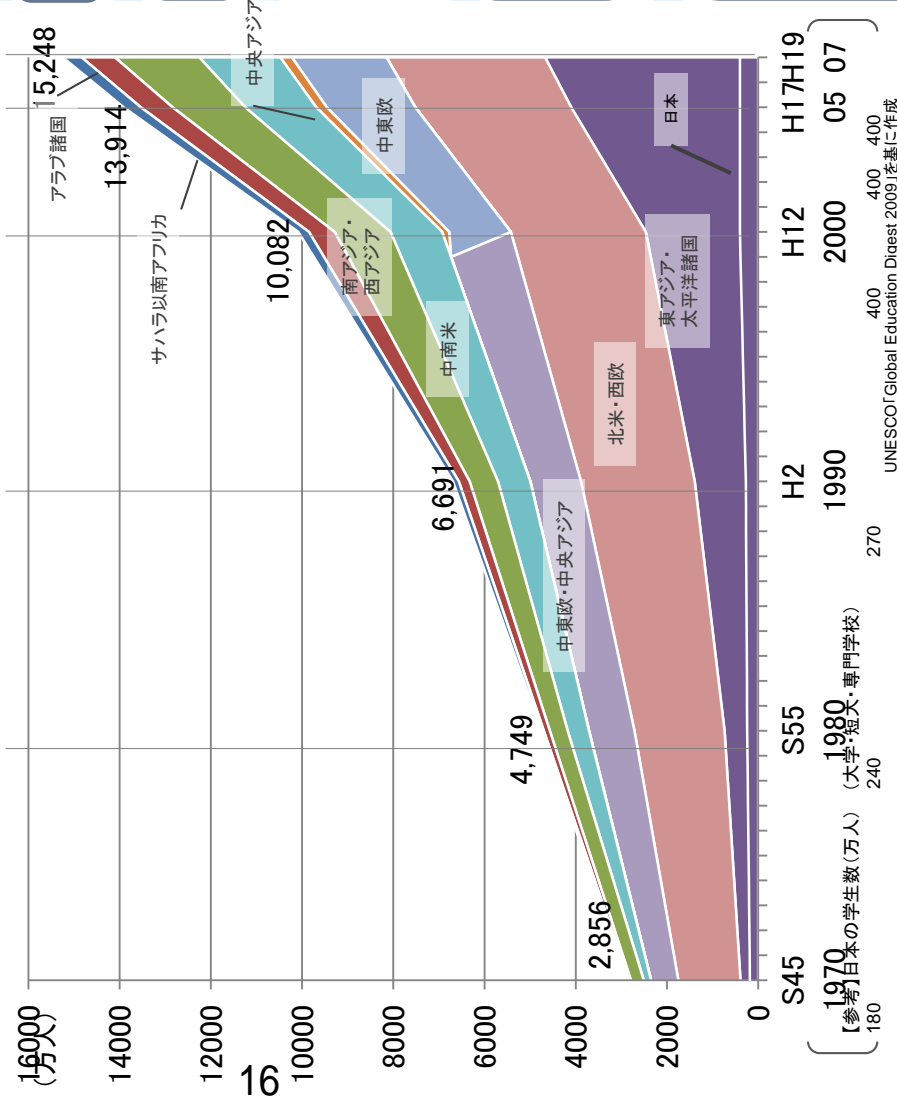
## 課題と目指すべき方向性

世界的に知識基盤社会を迎える中で、**国の発展の基盤として高等教育を重視**することが**世界的潮流**。  
 ⇒我が国が世界に伍して発展していくためには、「**大学力**」を**国力そのものとして重視**することが不可  
 欠。

世界の学生数は約10年間で倍増。

(1995年：8,387万人※→2007年：15,248万人)

※ UNESCO 「Global Education Digest 2009」における平成2年と平成12年の学生数に基づく推計値。



先進国や近年経済成長を遂げている国は、発展の基盤として高等教育を重視。

### 米国

○オバマ政権は「2020年までに大学卒業生比率を世界一に」と宣言し、コミュニティ・カレッジ卒業生を500万人増加する計画を2011年から開始。

### 欧州

○2020年までの欧州の経済成長と雇用に関する包括的な計画「欧州2020」において、高等教育修了者の増加を掲げる。

### 中国

○教育事業の第12次5カ年計画(2011～2015年)  
 ○5年間で、高等教育在学者数の増を目指す(2,922万人→3,080万人)。  
 大学院在学者数についても増(154万人→170万人)。  
 ○公財政予算において教育費を優先的に保障することを掲げる。

### 韓国

○1990年から2000年にかけて、大学生は約1.7倍(128万人→222万人)、進学率は70%を超えた。  
 ○朴大統領は選挙公約において、高等教育への公財政支出(0.6%(2010年))をOECD平均(1.0%)まで拡大することを掲げる。

### ASEAN

○シンガポール：「ワールド・クラス大学」の国内誘致計画を掲げ、1998～2008年までに欧米から14大学を誘致。また、高度な技能を有する労働力需要の高まりに対応するため、2020年までに大学進学率を27% (2012年)から40%に高めるとの方針を2012年に発表。  
 ○マレーシア：第10次マレーシア計画(2011-2015)等で、高付加価値の知的産業の育成と世界トップレベル大学の育成等を掲げる。  
 ○タイ：第10次経済社会開発計画等で、R&D(研究開発)人口の増加や大学の基盤整備等を掲げる。

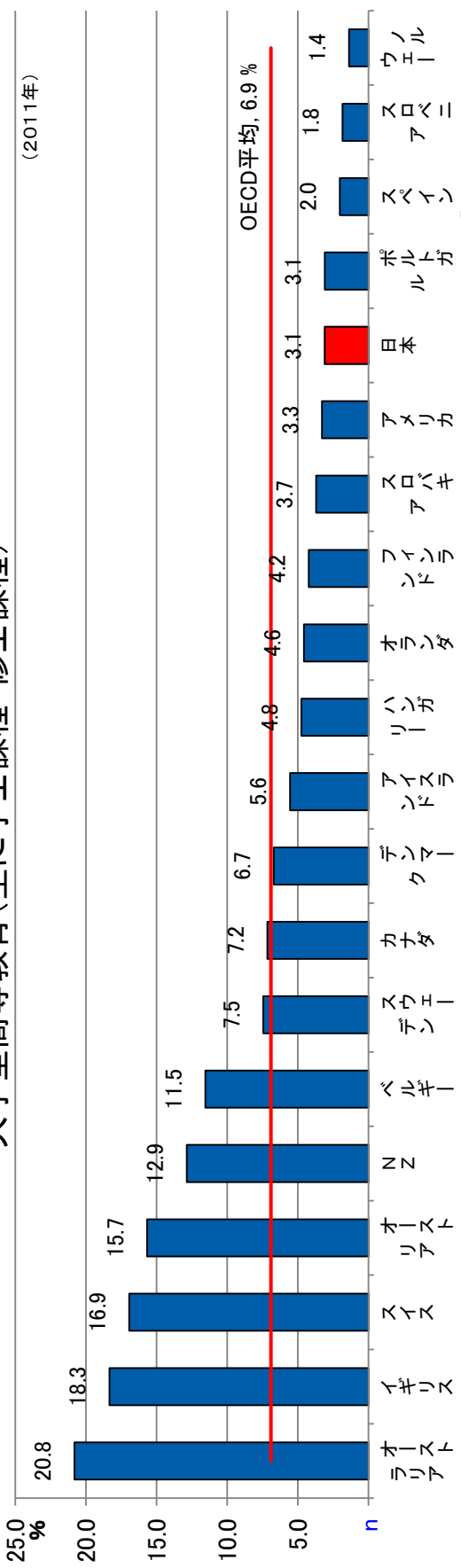
UNESCO「Global Education Digest 2009」を基に作成



# 各国の学生に占める留学生の内訳

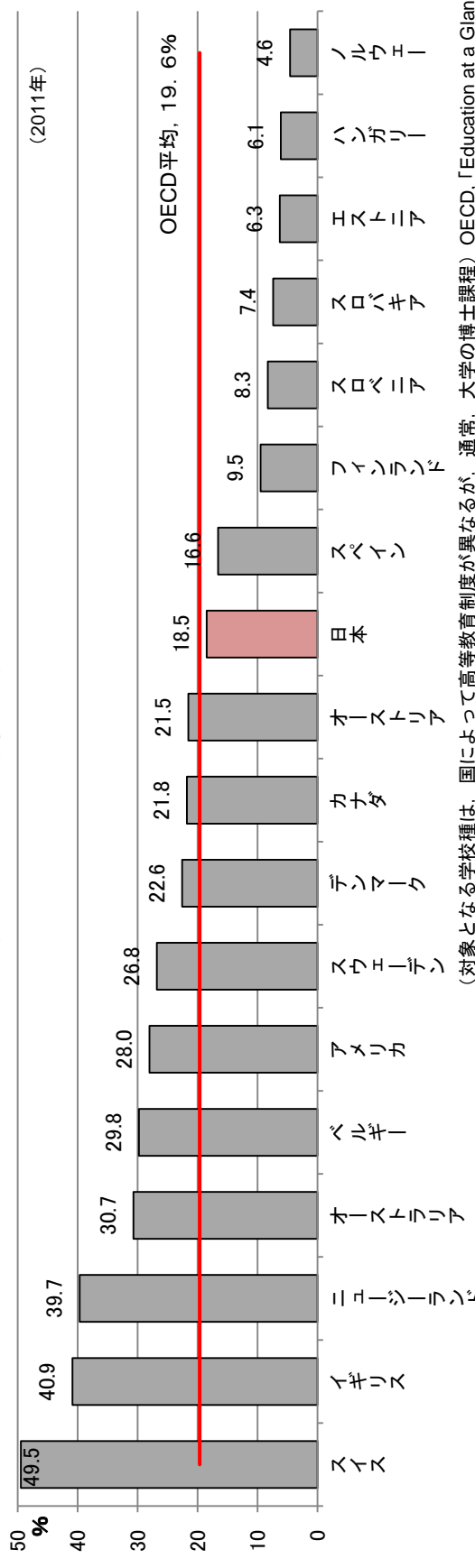
学士・修士課程において、留学生が占める割合は、OECD平均は6.9%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は19.6%であるのに対して、日本は18.5%。イギリスの40.9%、アメリカの28.0%等に比較して少ない。

大学型高等教育（主に学士課程・修士課程）



OECD「Education at a Glance 2013」

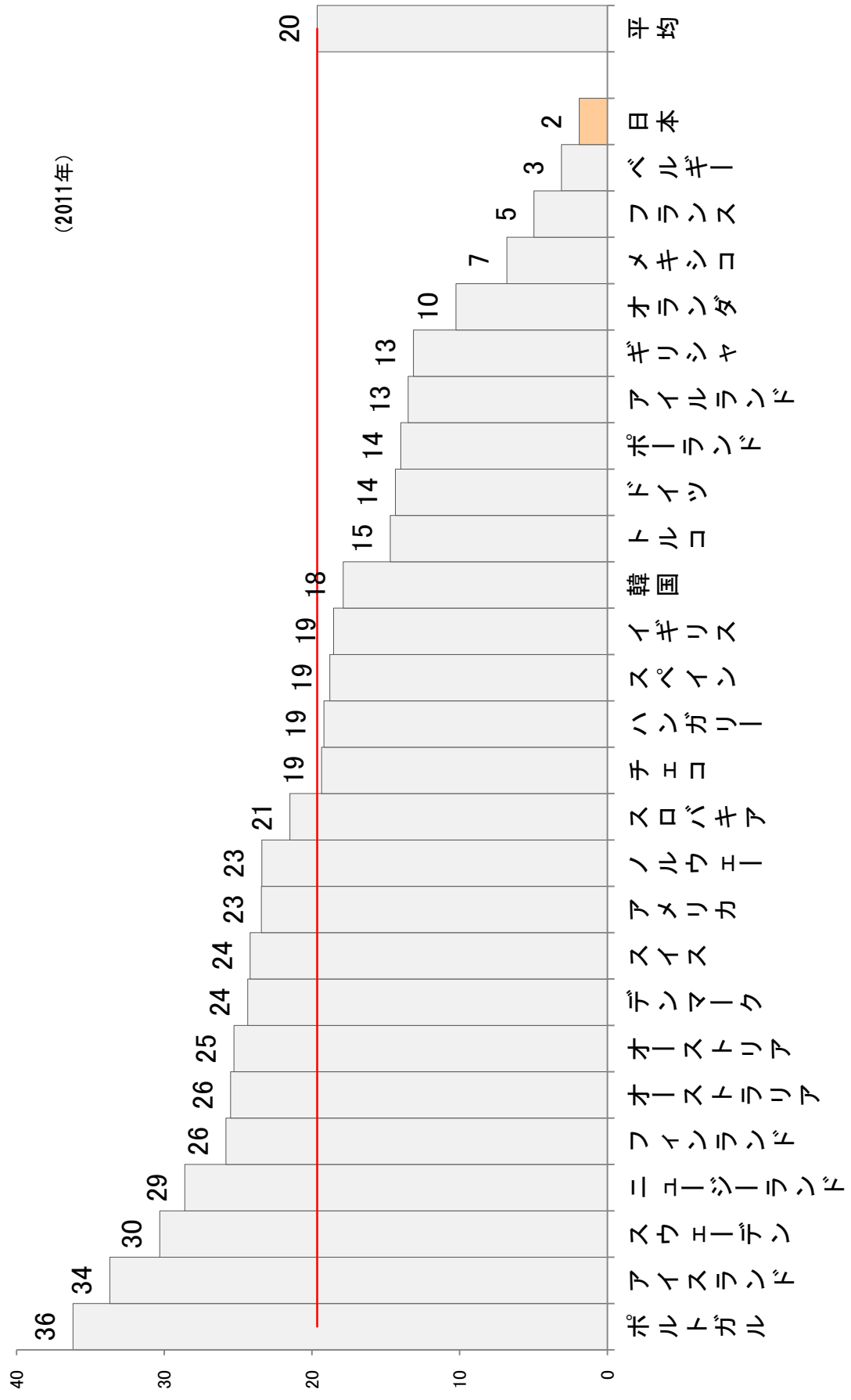
上級研究学位（主に博士課程）



（対象となる学校種は、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の博士課程）OECD 「Education at a Glance 2013」

# 25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

諸外国は25歳以上の入学者の割合が平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。



出典：OECD Stat Extracts (2011)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

## 我が国における私学の現状と、私立学校の経営状況(2014年(帰属収支は2012))

- 私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動により、学校教育の発展に大きく貢献。
- 幼稚園で約8割(130.4万人(82.3%))、高等学校で約3割(103万人(31.0%))、大学・短期大学で約7割(223.9万人(74.4%))の学生・生徒等が私立学校に在学。
- 今後、少子化の進行に伴い、個々の学校においては、定員の充足が困難となるなど経営環境が一層厳しさを増すものと予想。

### 【大学・短大合計】

- 昨年度と比較すると18歳人口が減少(4.1%)しており、入学者数が減少(53万6,000人( $\Delta$ 1.7))、入学定員充足率も減少102.1%(昨年比 $\Delta$ 1.7P)。
- ### 【大学】
- 入学定員充足率100%未満の大学が40.3%に増加(+5.5)。入学定員の80%以上を充足している大学が約8割(78.9%)で横ばい。
  - 帰属収支差額は私立大学全体ではプラスであるものの、帰属収支差額がマイナスの大学が全体の42.2%(昨年比+3.0)。

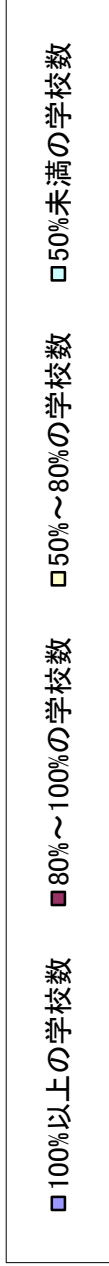
### 【短大】

- 入学定員充足率100%未満の短大の割合は64.7%(昨年比+3.6)に減少。
- 帰属収支差額がマイナスの短大が、全体の54.7%(昨年比 $\Delta$ 3.1)。

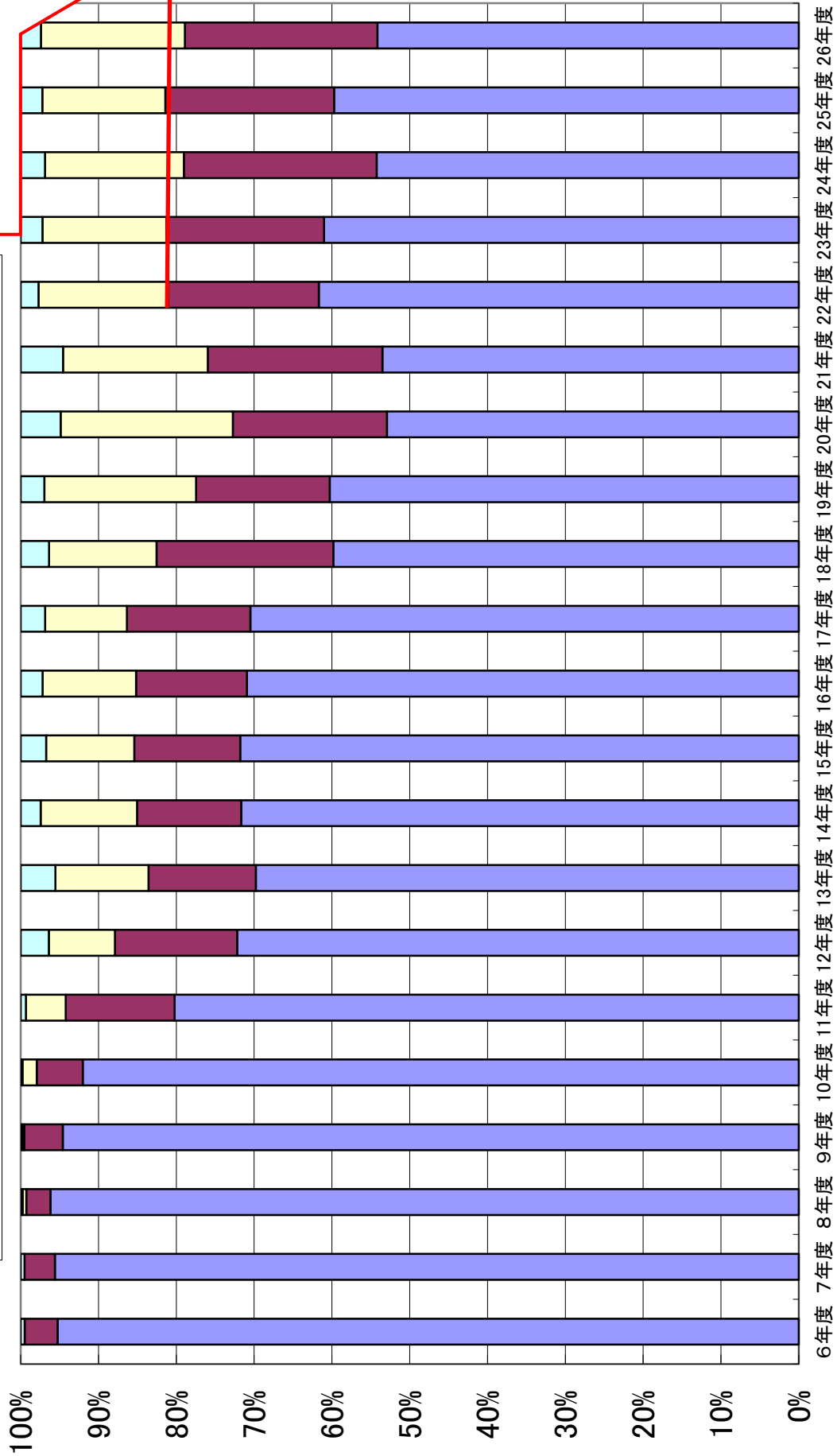
### 【高等学校】(入学定員とも2012)

- 入覚定員充足率100%未満の学校が、71.7%(昨年比 $\Delta$ 2.8)に減少。
- 帰属収支差額がマイナスの学校が、47.4%(昨年比+0.9%)。

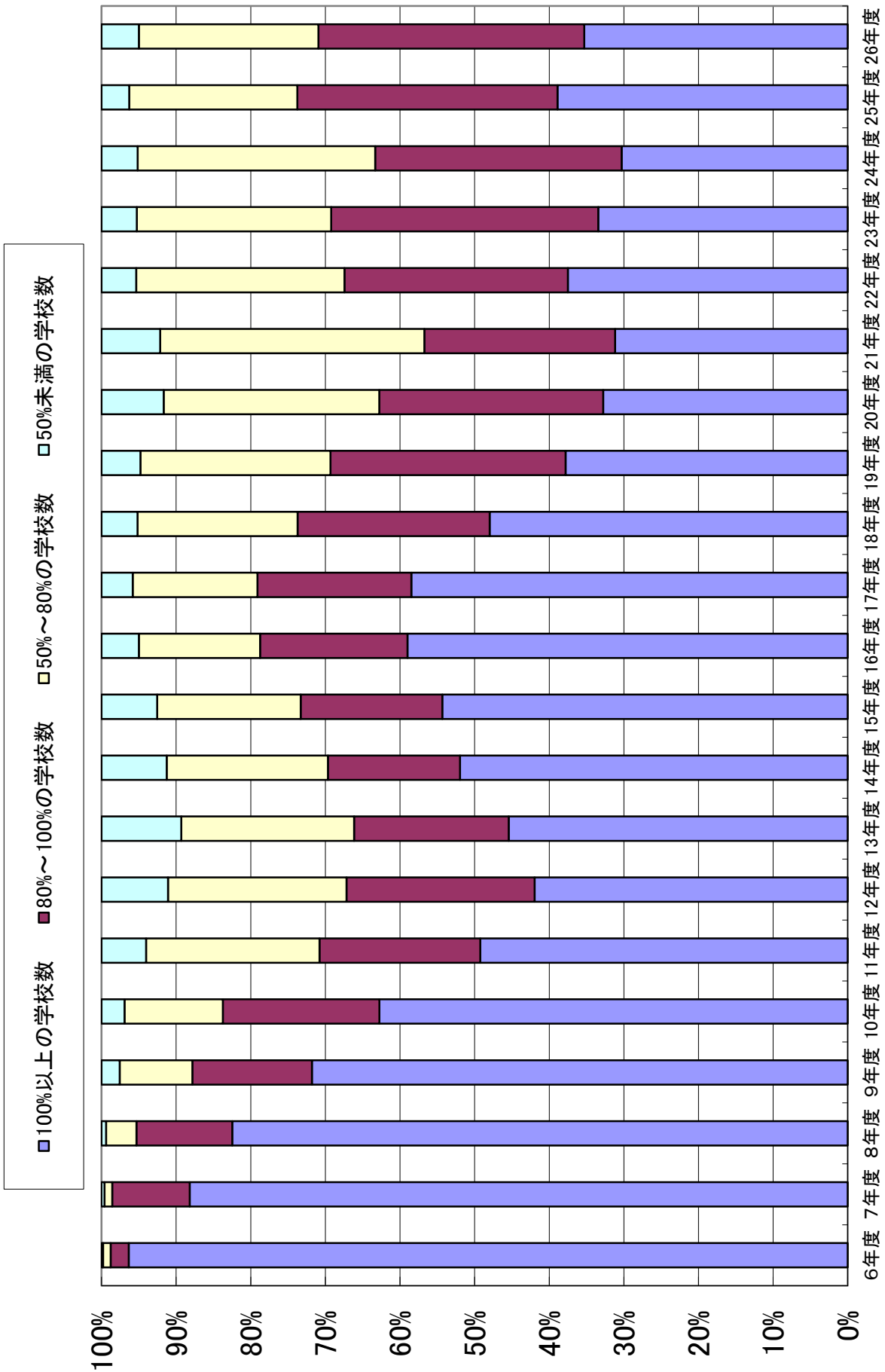
# 私立大学の入学定員充足状況



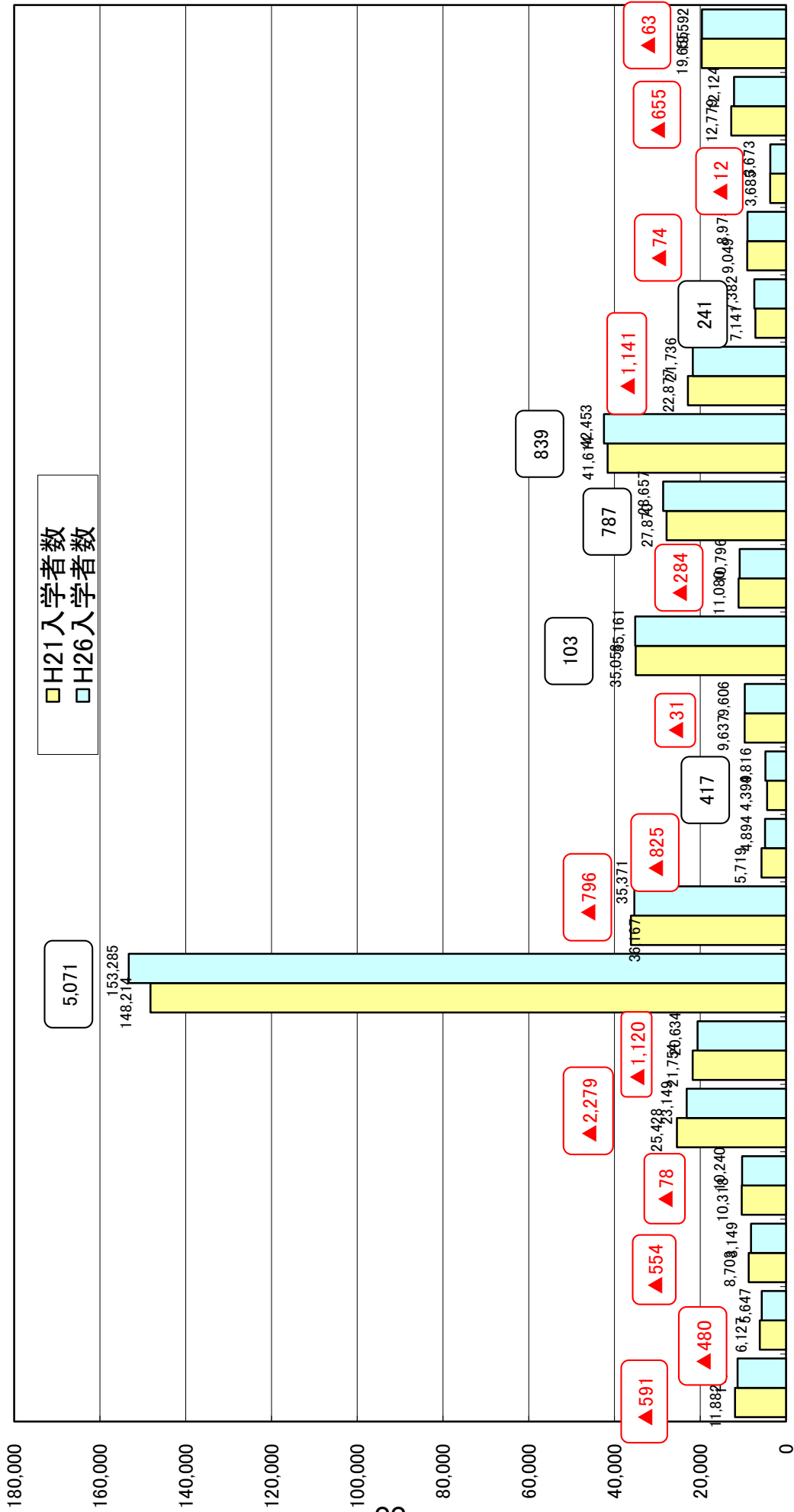
※80%以上充足している学校の割合はほぼ変わらない



# 私立短期大学の入学定員充足状況



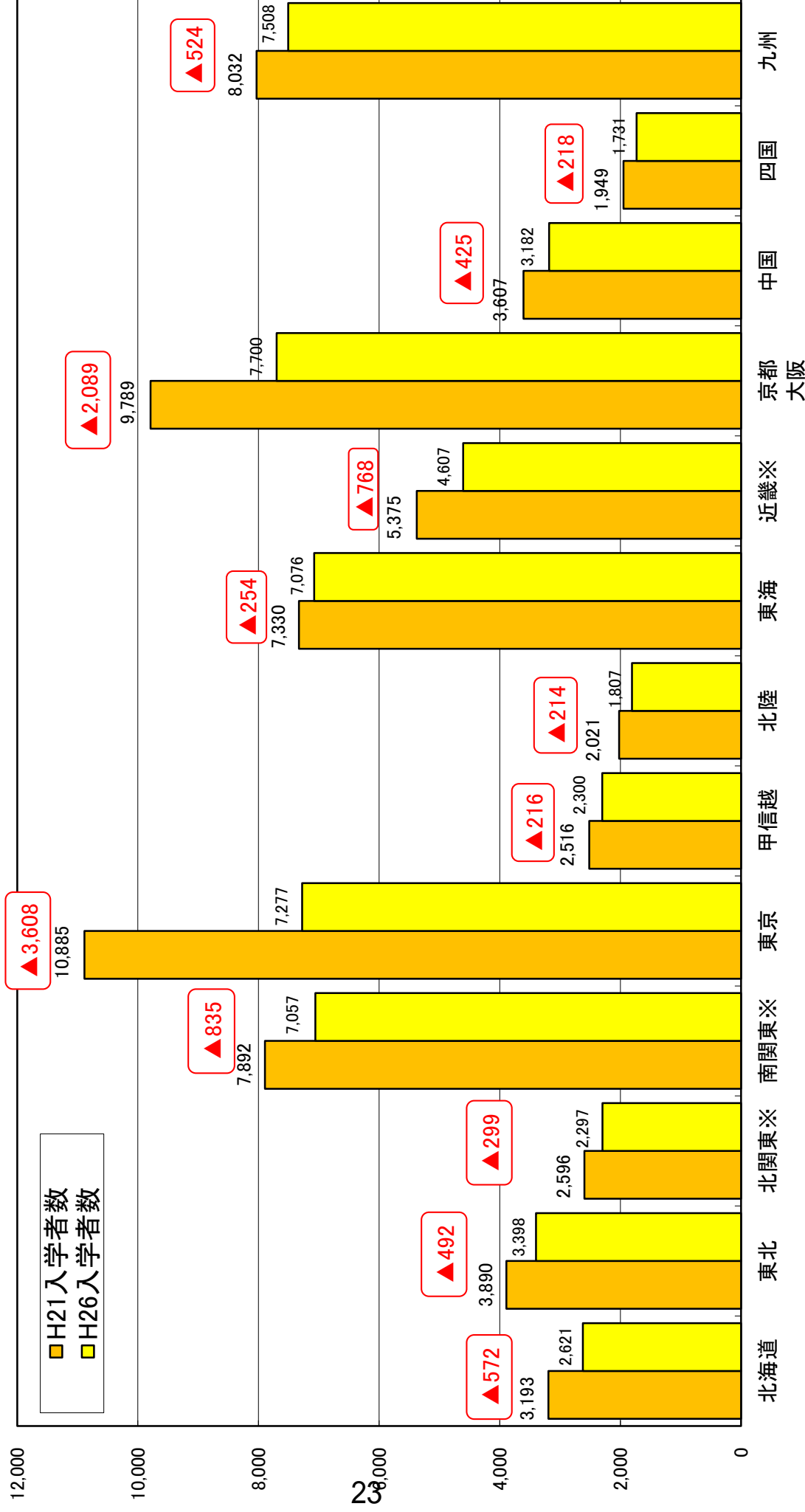
# 地域別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



北海道 東北 ※ 宮城 関東 ※ 埼玉 千葉 東京 神奈川 甲信越 北陸 東海 ※ 愛知 近畿 ※ 京都 大阪 兵庫 中国 ※ 広島 四国 九州 ※ 福岡

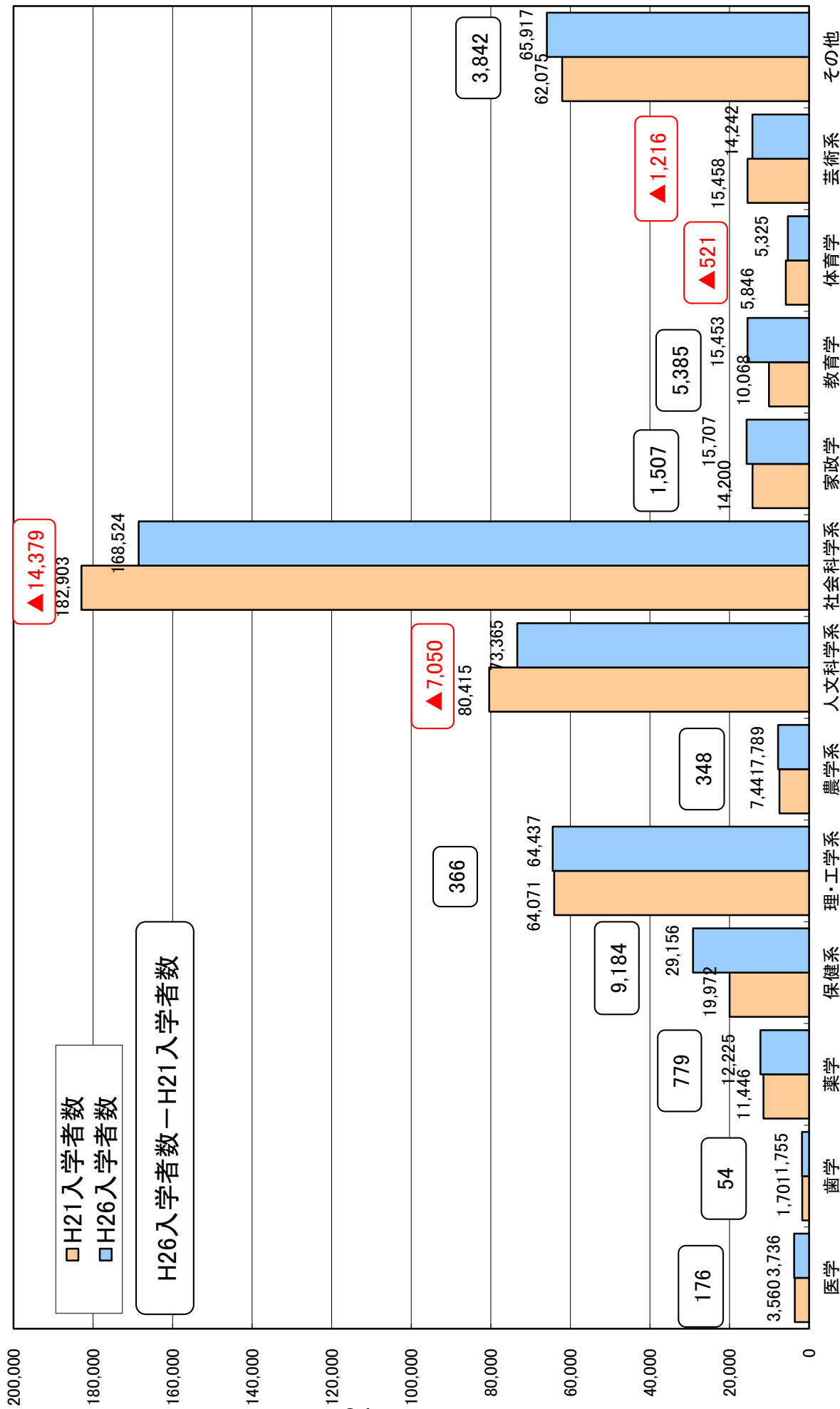
※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

# 地域別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)



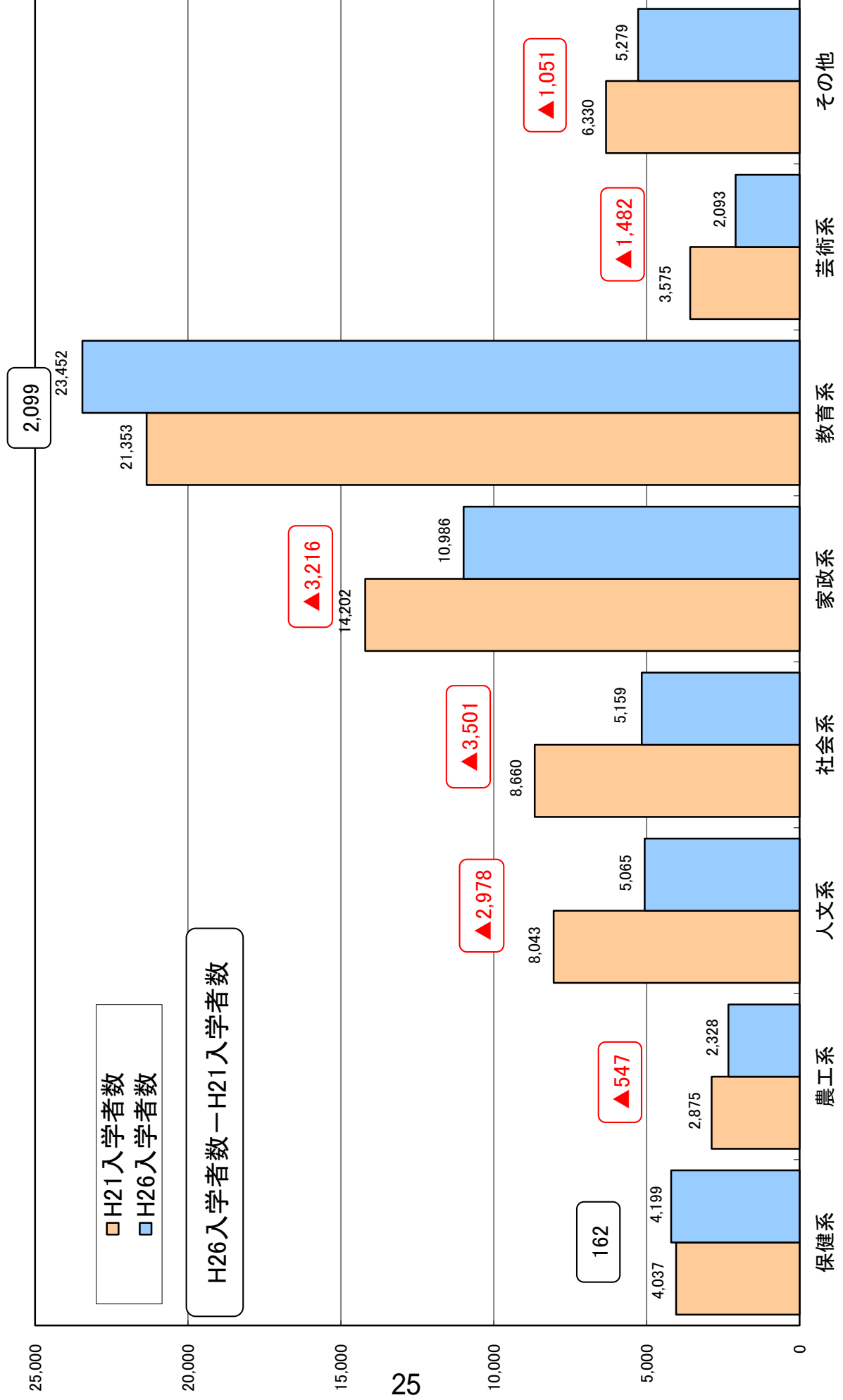
※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

# 学部系統別の入学者数(5年前との比較、私立大学)





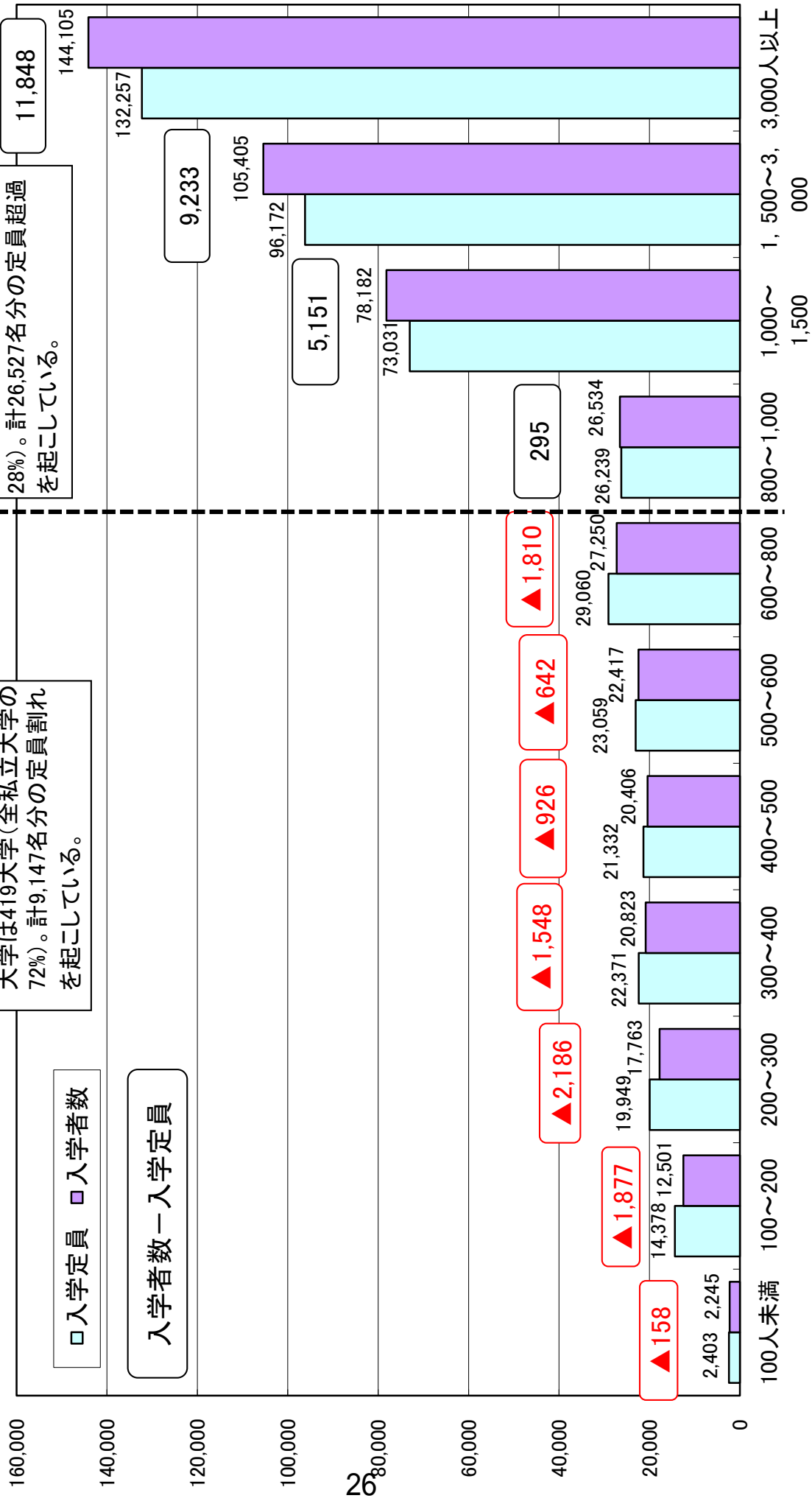
# 学部系統別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)



# 規模別の入学定員、入学者数等（平成25年度、私立大学）

入学定員が800人以上の私立大学は159大学（全私立大学の28%）。計26,527名分の定員超過を起こしている。

入学定員が800人未満の私立大学は419大学（全私立大学の72%）。計9,147名分の定員割れを起こしている。



□ 入学定員 ■ 入学者数

入学者数－入学定員

295

▲ 1,810

▲ 642

▲ 926

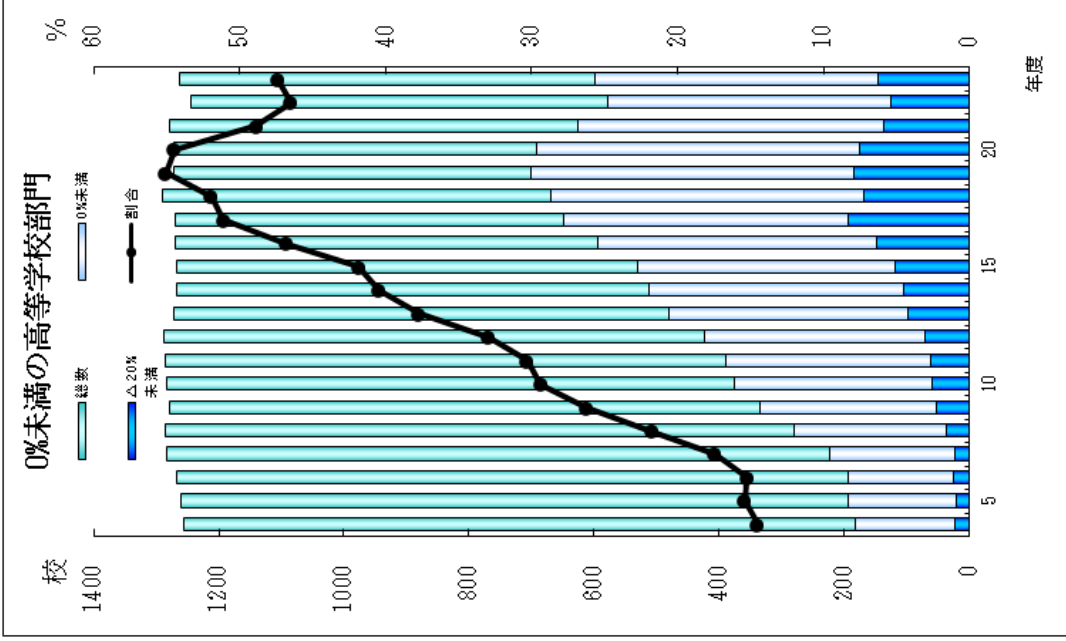
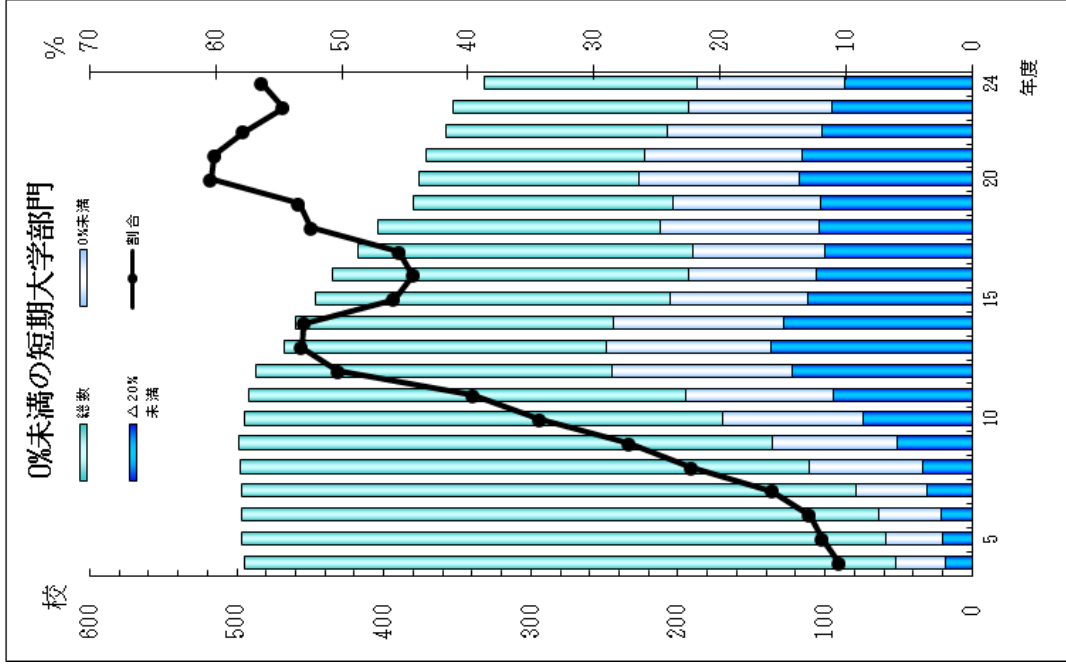
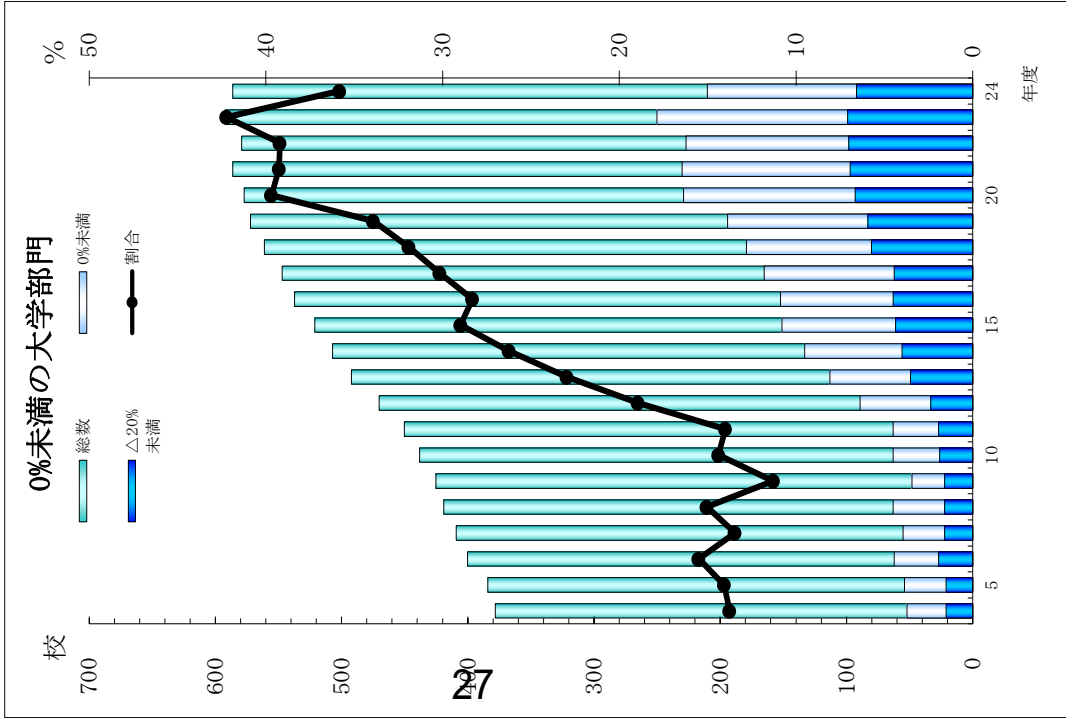
▲ 1,548

▲ 2,186

▲ 1,877

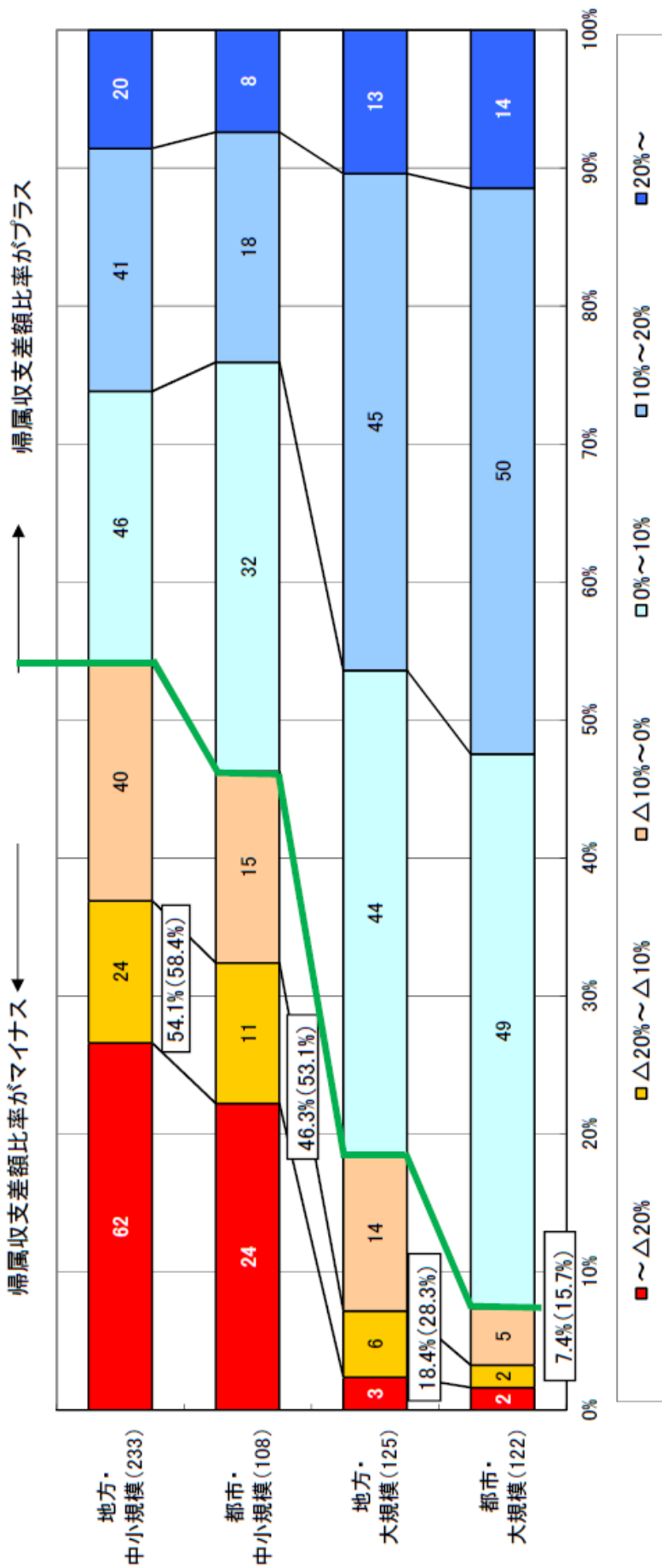
▲ 158

# 学校部門(大学・短大・高等学校)の帰属収支差額比率(マイナス)の推移



# 帰属収支差額比率の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。  
 ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



帰属収支差額：学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む）を差し引いたもの。

・都市：政令指定都市、東京23区  
 ・地方：上記以外

・大規模：在籍学生数が2,000人以上  
 ・中小規模：在籍学生数が2,000人未満

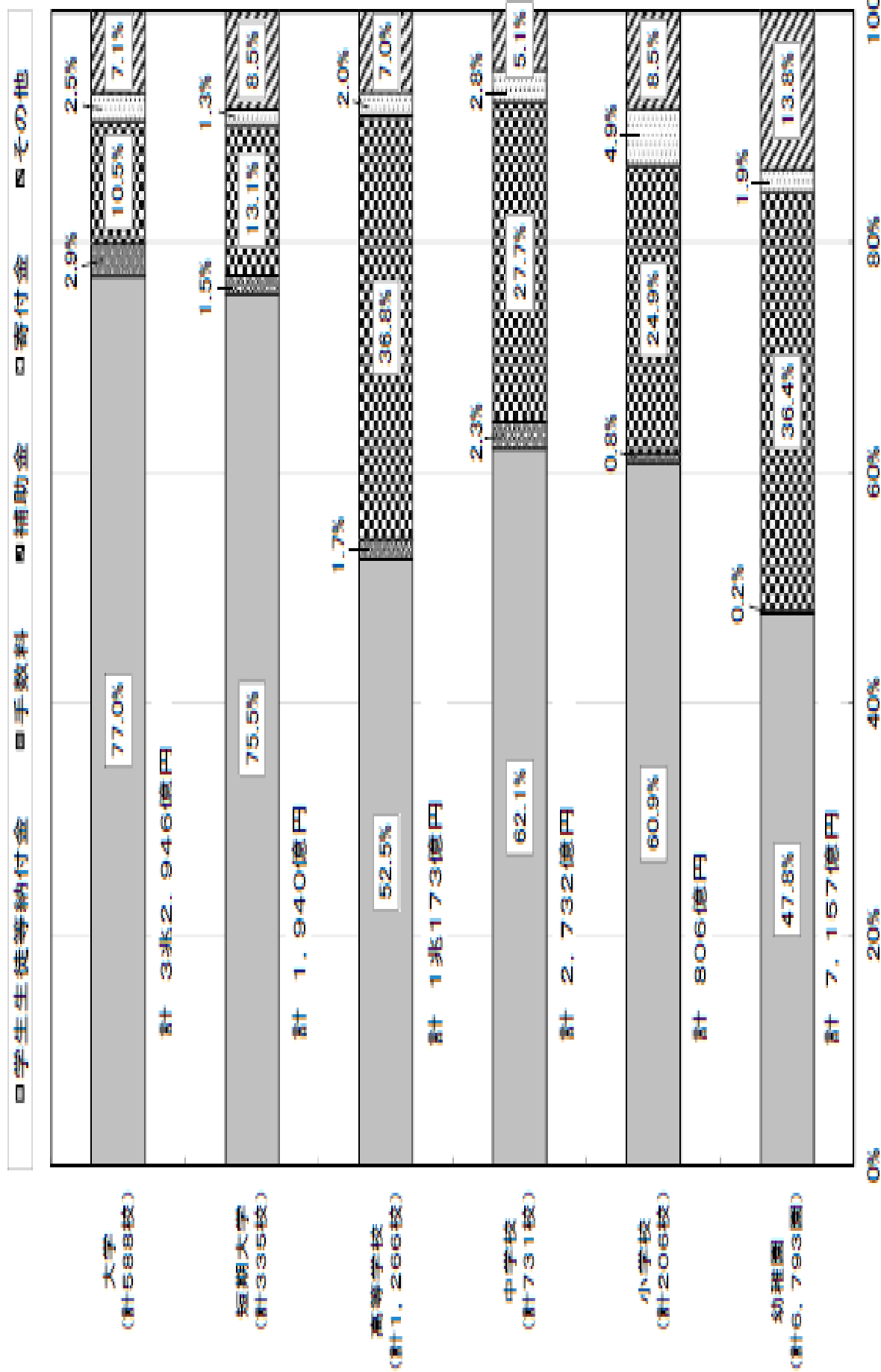
（なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す）

※ □ は帰属収支差額比率がマイナスの割合で（ ）は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	233	39.6	201,153	9.7
都市・中小規模	108	18.4	93,490	4.5
地方・大規模	125	21.3	685,285	33.2
都市・大規模	122	20.7	1,083,440	52.6
計	588	100.0	2,063,368	100.0

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成25年度版）」

# 私立学校の収入について



○日本私立学校振興・共済事業団調べ。

○大学・短大・高校・中学校・小学校は24年度決算、幼稚園は23年度決算の数値に基づき、各学校種の収入を合計。

## 2. 大学改革を巡る議論

## 【政府の行政プログラム】

- 教育振興基本計画(平成25年6月11日閣議決定)
- 経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)(平成26年6月24日閣議決定)
- 日本再興戦略(改訂2014)(平成26年6月24日閣議決定) (※産業競争力会議での議論を踏まえ)

## 【大学改革を巡る提言】

- 教育再生実行会議
  - ・「いじめの問題等への対応について(第一次提言)」(平成25年2月26日)
  - ・「教育委員会制度等の在り方について(第二次提言)」(平成25年4月15日)
  - ・「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」(平成25年5月28日)
  - ・「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25年10月31日)
  - ・「今後の学制等の在り方について(第五次提言)」(平成26年7月3日)
- 自民党 教育再生実行本部(第二次提言)(平成25年5月23日)

## 【中央教育審議会等】

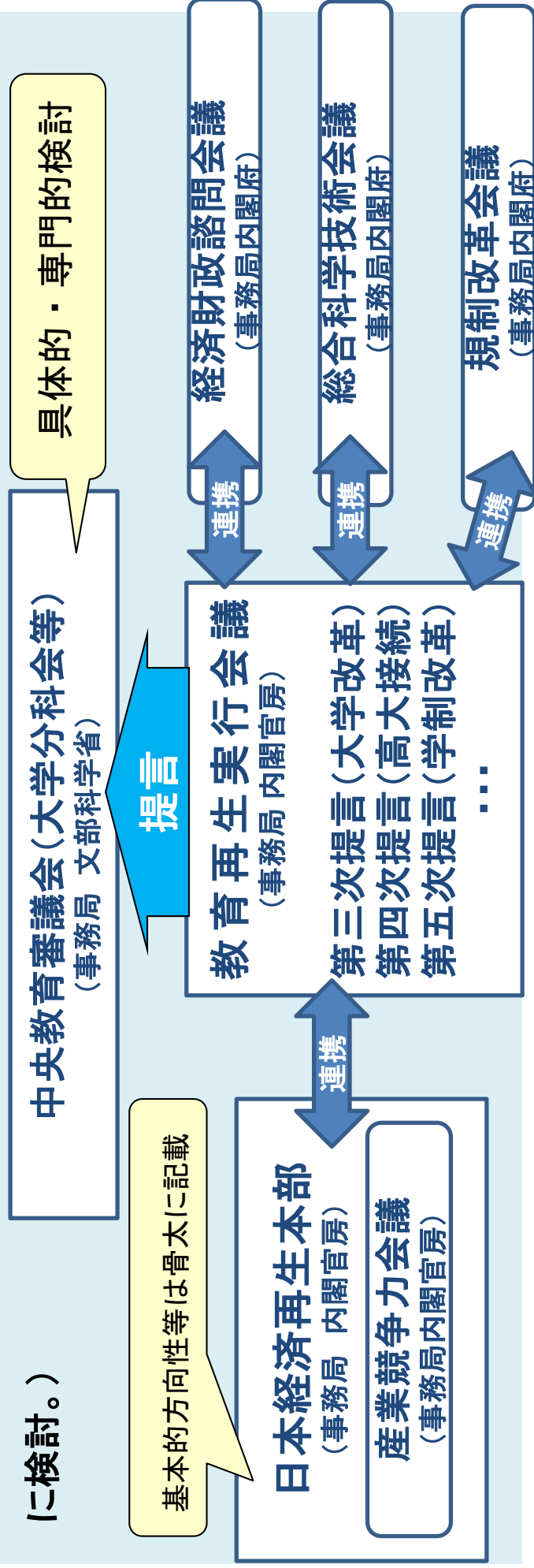
- 中教審「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)
- 中教審「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」(平成24年8月28日)
- 「大学改革実行プラン」(平成24年6月 文部科学省)
- 大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会(平成25年2月4日報告)
- 中教審大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(平成26年2月12日)
- 中教審高大接続特別部会「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について(答申(案))

# 教育再生実行会議・中央教育審議会等の位置づけ

○大学にかかわる議論は、これまで文部科学省に置かれる「中央教育審議会」(主に大学分科会)での議論が中心。

○文部科学省は、24年6月に「大学改革実行プラン」を公表。

○安倍政権(24年12月発足)では、教育再生担当大臣(下村文部科学大臣)の任命のほか、下記諸会議を内閣官房等に設置。大学教育改革等関連について、教育再生実行会議でその検討。(検討の大きな方向性を提言。具体的な在り方等については、中央教育審議会で専門的に検討。)





# 第2期 教育振興基本計画(平成25～29年度)

(平成25年6月11日閣議決定)

## 第1部:我が国における今後の教育の全体像

- I 教育をめぐる社会の現状と課題
- II 我が国の教育の現状と課題
- III 4つの基本的方向性
  - (1) 社会を生き抜く力の養成、
  - (2) 未来への飛躍を実現する人材の育成、
  - (3) 学びのセーフティネットの構築、
  - (4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
- IV 今後の教育政策遂行に当たって特に留意すべき視点

○少子化・高齢化の進展、○グローバル化の進展、○雇用環境の変容、○地域社会・家族の変容、○格差の再生産・固定化、○地球規模の課題への対応

## 第2部:今後5年間に実施すべき教育上の方策

- I 四つの基本的方向性に基づく方策
- II 四つの基本的方向性を支える環境整備  
基本施策29 私立学校の振興
- III 東日本大震災からの復旧・復興支援

## 第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- I 的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映
- II 進捗状況の点検及び計画の見直し

# 1. 社会を生き抜く力の養成

**1** 生きる力の確実な育成(幼稚園～高校)  
⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。  
★ 国際的な学力調査でトップレベルに  
★ いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など

**3** 自立・協働・創造に向けた力の修得(生涯全体)  
⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

**2** 課題探求能力の修得(大学～)  
⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。  
★ 学生の学修時間の増加(欧米並みの水準) など

**4** 社会的・職業的自立に向けた力の育成  
★ 進路への意識向上や雇用状況の改善に向けた取組の増加

# 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

**5** 新たな価値を創造する人材, グローバル人材等の養成  
★ 大学の国際的な評価の向上 ★ 英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加  
★ 日本の生徒・学生の海外留学数・外国人留学生数の増加 など

# 3. 学びのセーフティネットの構築

**6** 意欲ある全ての者への学習機会の確保  
★ 経済状況によらない進学機会の確保  
★ 家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善

**7** 安全・安心な教育研究環境の確保  
★ 学校施設の耐震化率の向上  
(公立・国立については平成27年度までの耐震化の劣  
★ 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少

# 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

**8** 互助・共助による活力あるコミュニティの形成  
★ 全学区に学校と地域との連携・協働体制を構築  
★ 全学校等で評価、情報提供 など

★ コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大

## 4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆ 教育委員会の抜本的改革 ◆ きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備 ◆ 大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆ 大学の財政基盤の強化と施設整備 ◆ 私立学校の振興 ◆ 社会教育推進体制の強化 など

## 1. 社会を生き抜く力の育成

### 成果目標2(課題探求能力の修得)

#### 【基本施策8】学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

- 8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備
- 8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上
- 8-3 学修成果の把握に関する研究・開発
- 8-4 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討
- 8-5 大学院教育の改善・充実
- 8-6 短期大学の役割・機能の検討促進

#### 【基本施策9】大学等の質の保証

- 9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立
- 9-2 大学情報の積極発信
- 9-3 大学評価の改善
- 9-4 分野別質保証の取組の推進
- 9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化
- 9-6 専門学校の質の保証・向上の取組の推進

#### 成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)

#### 【基本施策13】キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度専門職業人の充実・強化

- 13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進
- 13-2 学校横断的な職業教育の推進
- 13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
- 13-4 社会への接続支援
- 13-5 社会人の学び直しの機会の充実

## 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

**【基本施策15】**大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

15-1 独創的で優秀な研究者等の養成

15-2 大学等の研究力強化の促進

15-3 インベーション創出に向けた産学官連携の推進

**【基本施策16】**外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グロー

バル人材育成に向けた取組の強化

16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

16-4 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化

## 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

**【基本施策21】**地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進

21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

## II. 四つの基本的方向性を支える環境整備

### 【基本施策26】大学におけるガバナンス機能の強化

26-1 大学におけるガバナンス機能の強化

### 【基本施策27】大学の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進

27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進

27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援

27-3 国公立大学の枠を越えた大学間連携の促進

27-4 大学情報の積極的発信

27-5 大学評価の改善

### 【基本施策28】大学の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

28-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分

28-2 個性・特色に応じた施設整備

### 【基本施策29】私立学校の振興

29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分

29-2 多元的な資金調達の促進

29-3 学校法人に対する経営支援の充実

## 基本施策29 私立学校の振興

### 【基本的考え方】

- 我が国教育の大きな特徴は、私立学校が建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っていることであり、私立学校の振興は決定的に重要である。
- 特に、高等教育段階では私立学校が学生全体の75%を占めており、私立大学の質的充実が大学全体の質の保証、向上にとって極めて重要である。
- このため、私学助成の基盤的経費としての基本性格を踏まえた上で支援を行ういつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化する。あわせて、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境を整備する。
- また、各学校法人が、経営環境の厳しい中、経営状況を的確に分析し、自主的な早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施する。
- 同時に、教学・経営の両面から質保証を徹底推進する一貫したシステムを確立し、大学全体の質の向上を図る。

## 【主な取組】

### 29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分

・ 私立学校の果たしている役割に鑑み、基盤的経費等の公財政支援その他の施策の充実・推進を図り、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。特に、私立大学については、財政基盤の確立と基盤的経費等の一層のメリハリある配分の実施を図り、建学の精神・特色を生かした教育研究等の活性化と機能別分化を促進する。

また、「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」に基づき、私立学校施設の防災機能強化への継続的な支援を進め、早期の耐震化完了を目指す。

### 29-2 多元的な資金調達の促進

・ 各学校法人における確固とした財政基盤の確立のため、税額控除制度等を活用した私立学校への寄附の促進を図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施するとともに、学校法人が寄附金収入等の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。また、寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲や財源も含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

### 29-3 学校法人に対する経営支援の充実

・ 各学校法人が、自らの経営状況を分析し、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、自己の強みとなる部門の強化や不採算部門の見直し等を検討するなど、学校法人が自らの確かな経営判断を行うことができるよう、必要な経営指導・支援を行うシステムを確立するとともに、経営上の課題を抱える学校法人に係る制度的対応について検討する。あわせて、各学校法人において、経営者の的確な経営判断に資するものとなるよう、また広く一般に説明しやすいものとなるよう、新たな学校法人会計基準を導入するとともに、学校法人の財務情報等の積極的な公開を更に促す。

# 経済財政運営と改革の基本方針

(平成26年6月24日閣議決定)

## 第2章：経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点事項

### 1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

#### (1) 女性の活躍、男女の働き方改革

#### (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

・ 経済成長の源泉は「人」であり、経済再生のためにも教育再生が重要である。「教育基本法」の理念の実現に向け、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、学制改革に関する検討を進めるなど、総合的に教育再生を実行する。

・ 大学の徹底した国際化<sup>(※)</sup>、理工系人材の育成、教育研究基盤の確立などにより、グローバル化等に対応する人材の養成を行うとともに、大学改革を推進する。 国立大学法人について評価と運営費交付金の配分の在り方を抜本的に見直し、教育研究の質の向上に努力した大学に対して重点的・戦略的配分を行う仕組みを検討する。また、大学による厳格な成績評価や卒業認定の厳格化を進める。 さらに、学生の教育費負担に配慮しつつ、産業界・大学双方の連携により奨学金等の支援拡充や授業内容の充実を図るとともに、国立大学が一定の範囲内で授業料を適切に設定して教育研究の質の向上を図る取組や、各大学における授業料免除などの学生支援の取組等を充実する。

(※) 英語による授業の促進、文系・理系の垣根のないリベラルアーツ教育の強化等に加え、官民協力による若者の海外留学環境の整備、外国人留学生の受入れを促進。



地域の大学において、各地域の得意分野を活かす優れた教育研究拠点を創設・選定し、特色ある人材育成を図る。また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。

- ・ 「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

### (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進

#### (4) 少子化対策

・ 人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいふべき現状を突破していかねばならない。出産・子育て支援も社会保障の柱であるという認識を共有しつつ、出生率の回復に成功した諸外国の経験も参考にしながら、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実する。さらに、夫婦が希望する数の子どもを持つよう、家庭や地域のかも視野に入れ、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援など、これまでの少子化対策の延長線上にない政策を検討する。

- ・ 新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づき幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

## 1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

### 将来の予測が困難な時代

- ◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。

### 大学改革に対する期待の高まり

- ◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。
- ◆大学進学率が5割を越え、我が国の高等教育は新段階。
- ◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。

我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は、

- ・新しい知識やアイデアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、
- ・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進

により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。

## 2. 検討の基本的な視点

多くの関係者との双方向の意見交換  
や客観的データの重視の視点

初等中等教育から高等教育にかけて  
能力をいかに育むかという視点

迅速な改革の必要性

## 3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

### 我が国の目指すべき社会像

- ◆優れた知識やアイデアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を持続的に果たす成熟社会

「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」

### 成熟社会において求められる能力

- ◆答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力
- ◆チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験

など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学生力」。

## 4. 求められる学士課程教育の質的転換

- ◆ 上記のような「学士力」を育むためには、ディスプレイやデバイスといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ◆ 学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。



## 5. 学士課程教育の現状と学修時間

- ◆ 学生の学修時間が短い（学期中1日当たり4.6時間）。
- ◆ 国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。
- ◆ 学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。
- ◆ 高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少。



## 6. 学士課程教育の質的転換への方策

- ◆ 質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。
  - 教育課程の体系化（授業科目の整理・統合を含む）
  - 組織的な教育の実施
  - 授業計画（シラバス）の充実
  - 全学的な教学マネジメントの確立
- ◆ 教員中心の授業科目の編成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

## 7. 質的転換に向けた更なる課題

- ① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着
- ② 学修支援環境の更なる整備の必要性
- ③ 高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性
- ④ 社会と大学の接続の改善の必要性（就職活動の早期化・長期化の是正等）



これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

## 大学

- 大学の学位授与方針（育成する能力の明示）の下、学長・副学長・学部長・専任スタッフがチームとなって、
- ◇体系的な教育課程（P）⇒
  - ◇教員同士の役割分担と連携による組織的な教育（D）⇒
  - ◇アセスメント・テストや学修行動調査（学修時間等）等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価（C）⇒
  - ◇教育課程や教育方法等の更なる改善（A）
- という改革サイクルが機能する「全学的な教学マネジメントシステム」を確立。
- 学部長の選任に当たっては、改革サイクルを担うチームの構成員としての適任性も重視。

### 大学支援組織

（大学団体 / 評価機関 / 日本学術会議等）

- ◆フアルティ・デバロップメント（教員の研修、FD）や教育課程の専門家の養成。
- ◆「大学ポートレート（仮称）」による大学情報の積極的発信の促進。
- ◆アセスメント・テストや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的な方策の研究・開発
- ◆教育課程の参照基準（日本学術会議。経営学、言語・文学、法学が先行）等の積極的な活用。
- ◆大学評価の改善（学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等）。

### 文部科学省等

- ◆基盤的経費や補助金等の配分を通じて、改革サイクル確立を支援。
- ◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の教育能力との関係の明確化
- ◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。
- ◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財政措置の充実や税制改正。
- ◆学生との直接的な議論や熟議の継続

### 地域社会・企業等

- ◆インターシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。
- ◆地域社会の核である大学との連携や積極的活用。
- ◆就職活動の早期化・長期化の是正。



# 1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。  
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。  
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップチームにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。  
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。  
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

# 3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法を質的転換。学生の学修時間の増加、組織的教育の確立など  
教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

# 5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

- ・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実！
- ・平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に！

# 2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

# 4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間の倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

# 中教審大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(26.2.12)

○「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化

○グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ 各大学は、主体的・自律的にガバナンス体制の **総点検・見直し** を行い、**教育・研究・社会貢献の機能を最大化**。学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、**効果的な制度改正とメリハリある支援**を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、**学長のリーダーシップを後押し**。

## 1. 学長のリーダーシップの確立

**【学長補佐体制の強化】**総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

**【人事】**ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

**【予算】**学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

**【組織再編】**ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

## 2. 学長の選考・業績評価

- ◆ 選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定
- ◆ 安定的な運営ができる学長任期の設定
- ◆ 学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

## 3. 学部長等の選考・業績評価

- ◆ 学長のビジョンを共有できる学部長等の任命
- ◆ 学長による学部長等の業績評価

## 5. 監事の役割の強化

- ◆ ガバナンスの監査
- ◆ 監事の常勤化を推進

## 4. 教授会の役割の明確化

- ◆ 教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議
- ◆ 設置単位の再点検
- ◆ 審議事項の透明化

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

### <国公立共通の支援>

- ☆ 制度改正を通じた支援(所要の法令改正)
- ☆ 予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
- ☆ 評価、監査、大学団体等との協力

制度改正

- 教授会の審議事項の明確化
- 高度専門職の創設 等

### <国立大学法人への支援>

- ☆ 国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ☆ 第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

制度改正

- 監事機能の強化 等

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律 (平成26年6月20日法律第88号)

## 趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 学校教育法の改正

#### <副学長の職務について> 第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

#### <教授会の役割について> 第93条関係

- ・教授会は、学生の入学や学位の授与等のほか、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて学長が決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができることとする

### 2. 国立大学法人法の改正

#### <学長選考の基準・結果等の公表について> 第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

#### <経営協議会> 第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

#### <教育研究評議会> 第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

#### <その他> 附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

## 施行期日

平成27年4月1日



# 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について

～教育再生実行会議第四次提言のポイント～（平成25年10月31日）

- グローバル化の急速な進展 → 主体性と創造性、豊かな人間性のある多様な人材が必要
- 少子・高齢化、生産年齢人口減少 → イノベーション活性化、人材の質の飛躍的向上

- 義務教育の基礎の上に、高校、大学の段階で伸ばす力
  - ・ 夢を志に高め、実現に導く情熱や力、社会に貢献し責任を果たす規範意識や使命感
  - ・ 幅広い教養、日本人のアイデンティティ、コミュニケーション力、課題発見・解決力 など

- 高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、大学入学者選抜を一体的に改革
- 関係者の意見にも留意し、丁寧かつ着実に取り組む（高校生に不安を与えないよう周知期間を置いて見直し）

## 1. 高校教育の質の向上

- 共通に身に付ける目標を明確化し、基礎的能力を確実に育成。能動的に学び自己を確立できるよう、キャリア教育を充実。学校の特色化を推進。
- 基礎的・共通的な学習達成度を把握し、指導改善に活かすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル））を創設。複数回実施を検討。できるだけ多くの生徒が受験し学習改善につなげる。具体的実施方法等は中教審等で検討。

## 2. 大学の人材育成機能の強化

- 大学は、これまでの延長上ではなく将来を見据え、教育機能を強化するための大胆な改革を実施。教育課程の点検・改善、厳格な成績評価・卒業認定の実施など質保証を徹底。教育の質的転換と可視化。

## 3. 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

- 大学教育に必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル））を導入。各大学の判断で利用可能。複数回実施を検討。結果はレベルに応じ段階別に表示。入学者選抜で基礎資格としての利用を促進。達成度テスト（基礎レベル）と一体的に運営。具体的な実施方法等は中教審等で検討。
- 各大学は、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する選抜に転換。養成する人材像を明確化し、教育を再構築、アドミッションポリシーを具体化。学力の判定は達成度テスト（発展レベル）を活用し、教科・科目等の弾力的活用を促進。面接、論文、活動歴等の丁寧な評価で選抜。推薦・AO入試での達成度テスト（基礎レベル）の活用を促進。改革を行う大学を国が積極支援。改革の成果を検証し継続的に改善。



# 大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について(答申)(案)【概要】(平成26年6月30日中央教育審議会総会に報告されたもの)

## 1 高大接続・大学入学者選抜を巡る現状と課題

現在、答申に向け審議中。

- 大学進学者の多様化
- 高校生・大学生の学習時間の減少や学習意欲の低下
- 選抜性の高い大学における1点刻みによる学力検査への偏重
- 大学入試センター試験の肥大化と実施体制面での課題
- 大学入学者選抜の選抜機能の低下
- AO入試等の一部における不十分な学力把握

## 2 高大接続・大学入学者選抜の改善についての基本的な考え方

- 高等学校から大学までを通じて、「生涯学び続け、主体的に考える力」等、これからの時代に必要とされる力を育むためには、知識・技能とともに、知識・技能を活用する力を育成することが必要
- このため、高等学校教育、大学教育とその接点である大学入学者選抜との一体的な改革が必要

## 3 高等学校教育の質の確保・向上

- 学校から社会・職業への円滑な移行促進
- 幅広い資質・能力の多面的な評価
- 多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進
- 達成度テスト(基礎レベル)(仮称)の在り方

## 4 大学の人材育成機能の強化

- 社会で必要とされる知識・技能等の高度化に対応するための大学の質・量両面の充実が重要となる中、大学教育を通じてとれだけの付加価値を生み出すかという教育の質に関する社会の期待に応えるための大学教育の質的転換等の推進が必要
- 大学教育の質的転換
  - 大学入学後の進路変更の柔軟化
  - 厳格な成績評価の推進

## 5 大学入学者選抜の改善

- 多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換
- 推薦・AO入試の改善
- 各大学の取組を促進するための方策

## 6 達成度テスト(発展レベル)(仮称)

- 達成度テスト(発展レベル)(仮称)の在り方
- 可能なものから実施し、検討・準備や周知に必要な期間を考慮すると、早ければ平成33年度大学入学選抜からの段階的実施を目指す

## 7 高等学校教育と大学教育の連携強化

- 高等学校教育の質の確保・向上や大学教育の質的転換を図った上で、両者の連携のための取組を推進することが必要
- 大学の積極的な情報提供
  - 大学レベルの教育に触れる機会等の充実
  - 大学入学前の準備教育等の充実

## 「達成度テスト(基礎レベル)(仮称)」

### ◆目的・活用

高校教育の質の確保・向上に向け、生徒が自らの高校教育における基礎的な学習の達成の把握及び自らの学力を証明することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図る

### ◆対象者

個人単位での受検又は学校単位での受検(希望参加型)各学校・生徒に対し、成績を段階で表示(各問題の正誤や正答率等も表示)

### ◆内容

実施当初は、国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科を想定  
高等学校段階で共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能を測る。知識・技能を活用する力を測る問題も含める。

※ 複数の教科を融合した問題を含めることも検討

### ◆実施方法

在学中に複数回(例えば年間2回程度)受検機会を提供、高校2・3年での受検を検討(高校1年からの受検も可能とするか検討)

## 「達成度テスト(発展レベル)(仮称)」

### ◆趣旨・目的

大学及び大学入学志願者が、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とし、大学入学志願者に求められる基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する力の測定を重視する

### ◆対象者

大学入学志願者を主たる対象とするが、大学で学ぶ力を自ら確認したい者(大学在学者や社会人等)の受検も可能とする

### ◆内容

大学入学志願者に求められる基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する力を測る。「教科型」、「合教科・科目型」、「総合型」の問題を組み合わせて出題

### ◆実施回数・時期

当面、出題教科・科目の見直し等により1回の試験を1日で終えることを前提に、年2回の実施とすることが適当

### ◆成績表示の在り方と活用方法

「知識偏重の1点刻みの選抜」にならない利用が促進されるよう、段階別表示等により成績を提供

## 1. 新しい時代にふさわしい学制の構築

- (1) 全ての子どもに質の高い幼児教育を保証するため、無償教育・義務教育の期間を見直す。
  - ・幼児教育の無償化を、財源を確保しつつ、段階的に推進。
  - ・義務教育の期間の延長
  - ・高等学校教育、修学支援の充実
- (2) 小中一貫教育の制度化など、学校段階間の連携、一貫教育の推進
  - ・学校間の連携の一層の促進、小学校における専科指導の推進
  - ・小中一貫教育学校(仮称)の制度化
- (3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化、高等教育機関における編入学等の柔軟化
  - ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化
  - ・高等学校専攻化修了者について、大学編入学の途を開く
  - ・職業能力開発大学校等における学修の大学の単位認定、大学への編入学の検討

## 2. 教員免許制度の改革、養成・採用・研修等の在り方の見直し

- ・複数学校種指導可能な免許状の創設、複数学校種の免許状取得の促進
- ・学生に学校現場を経験させる取組の推進、教師インターン制度(仮称)の導入検討
- ・学校経営を支える管理・事務体制の充実、多様な専門職の配置活用の促進

## 3. 教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて子供・若者を支える。

## 中央教育審議会への諮問（平成26年7月29日）

1. 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について

（1）小中一貫教育の制度化をはじめとする学校間連携の一層の推進について

- ① 小中一貫教育の制度化・制度設計、取組の質の向上の観点からの方策
- ② 小中一貫教育制度が有効に機能するための教員免許制度の在り方 など

（2）意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化について

- ① 高等学校の早期卒業（大学への飛び入学への対応を含む）
- ② 国際化の観点から、大学・大学院入学資格（12年・16年の課程修了）の緩和
- ③ 大学編入学資格の弾力化（高校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等）

2. これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

（1）これからの教育を担う教員が必要な資質能力を身につけることができるようにするため、教員養成・採用・研修の継続を重視して見直し、再構築するための方策。

教職課程・課程認定の在り方も含めた教員免許制度の見直し／学校現場を経験する機会の充実  
実習・研修を通じて適正を厳格に評価する仕組みの導入／選考過程の改善／学校・教育委員会と教職大学院等との連携・協働の推進 等

（2）教員が指導力を発揮できる環境を整備し、チームとしての学校の力を向上させるための方策  
教員の評価や処遇等の在り方／教員と事務職員の役割分担／多様な専門性等を有するスタッフの配置等  
学校組織全体の総合力の向上方策／体系的・計画的な管理職養成・研修システムの構築／主幹教諭等学校の組織運営体制の充実方策／指導教諭・指導主事の養成・活用方策 等



# 中央教育審議会(大学分科会)の審議状況

(※)大学分科会(平成25年4月4日、6月14日)資料より

## 1. 高等教育の質・量両面にわたる充実

- 知識基盤社会における大学の人材養成等の役割の充実
- 社会人の学び直しの機会の充実、大学院教育の充実、留学生の受入拡大
- 機能別分化の促進(大学の多様性や地域の特性等を踏まえた各大学の持つ強みや個性・特色の発揮)

## 2. 高等教育の質的転換

- 全学的な教学マネジメントの改善等、高等教育の質的転換の促進
- 大学の質保証に係る全体的なシステムの改善・充実
- 抽象的基準の明確化や基準の一覧性の向上の観点からの大学設置基準等の明確化
- 学修成果を重視した評価、大学が重点を置いている機能等に着目した評価等、高等教育の質的転換等を促進するための認証評価制度の改善充実

## 3. 我が国の大学のグローバル化の促進

- 各大学の状況・課題や重視する役割・機能が異なる中で、我が国全体のグローバル化を促進するため、それぞれの特色や方針等を踏まえた多様な取組の推進
- 外国人教員の積極的採用、英語による教育の充実等、教育環境及び教育内容の国際化の推進
- 海外大学とのジョイント・ディグリーや教育組織の共同設置等、国際的な教育連携を充実するための環境整備
- 双方向の留学生交流の戦略的推進
  - ・ 留学費用の支援のための新たな仕組みづくりも含めた、意欲のある学生の海外留学を促進するための環境整備
  - ・ 海外拠点を活用した優秀な外国人留学生の戦略的な受入の推進
- 秋入学やクオーター制等、国際化に対応した学事層の柔軟化

#### 4. 社会人の学び直し機能の強化

- 産業界や地方公共団体のニーズに対応した高度人材等の養成の充実
- 産業界等との協働による実践的な教育内容の確保
- 社会人が学びやすい環境の整備

#### 5. 大学のガバナンスの在り方

- 学長を補佐する専門的スタッフの育成や全学的な体制の整備、間接経費の拡大や学長裁量経費の充実、学長選考の在り方を含めた、学長のリーダーシップの確立
- 教授会の役割の明確化や副学長・学部長等の職務の見直しなど、学内組織の運営・連携体制の整備
- 各大学の状況・課題に応じた自主的・自律的な改革サイクルの確立、各大学のガバナンス改革に対する支援

#### 6. 大学院教育の在り方

- 高い専門性と幅広い視野等を備えた人材を養成するための体系的な大学院教育の展開
- 産学官の参画を得た世界を牽引するリーダーの養成
- 高度な技術や知識の習得を目指す社会人の学び直しを含めた、高度専門職業人の養成・確保

このほか、

#### ◇ 短期大学の機能の充実

- 現状・課題を踏まえた短期大学の機能の充実・再構築

#### ◇ 法科大学院教育の改善

- 法学未修者教育の充実、法曹養成の在り方に関する政府全体の検討の状況を踏まえた法科大学院教育の充実

【我が国の短期大学の特長】

- ・**学位が取得できる短期高等教育機関**  
→「短期大学士」の取得と、次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること
- ・**教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関**  
→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程であること
- ・**職業能力を育成する高等教育機関**  
→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的能力を育成していること
- ・**小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関**  
→少人数教育、担任制度など、特色ある学生指導を実施していること
- ・**アクセスしやすい身近な高等教育機関**  
→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること
- ・**教育の質が保証された高等教育機関**  
→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

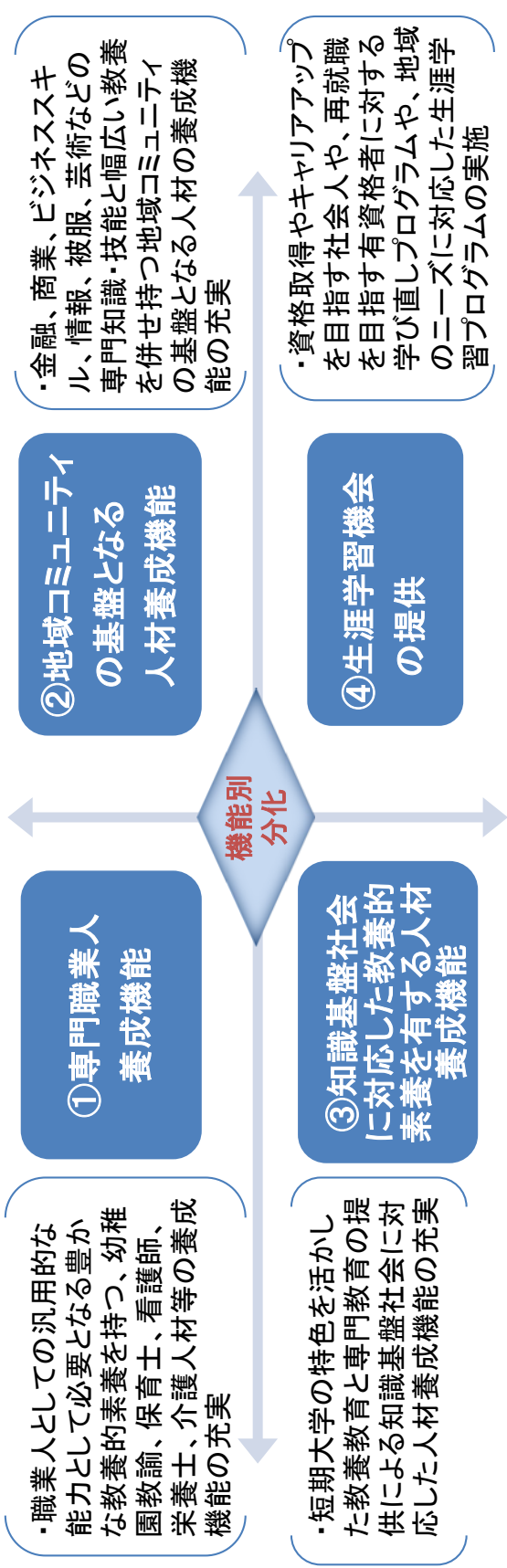
【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

○短期大学の特徴的な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関として位置付けを再構築するた  
め、

短期大学自らが改革に努力するとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。



必要な基盤的経費を確保しつつ、自ら機能を選択し、社会的要請に応える  
先導的な取組を行う短期大学について、国による支援

50 【国による支援】

①産業界・自治体等と連携して専門職業人を地域に輩出する短期大学の支援

→ 人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援

②地域活性化のリード役となる短期大学の支援

→ 地方創成・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援

③大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援

→ 短期大学の特色を活かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

【地方公共団体による支援方策】

【短期大学関係団体の役割】

【認証評価団体の役割】

地方の創成 女性の活躍 高等教育の機会均等の確保



### 3. 私学関係予算(平成26年度、27年度(概算要求))

# 平成26年度私学助成関係予算の概要

平成26年度予算額：4,357億円（38億円増）

## 私立大学等経常費補助 3,184億円(9億円増)

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

(1)私立大学改革総合支援事業(下記の一般補助及び特別補助の内数) (144億円)  
教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

(2)一般補助 (2,762億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。

(3)特別補助 (422億円)

我が国の成長を支える人材育成の取組等の重点的支援、授業料減免等の充実を図る。

- ・大学等の国際交流の基盤整備への支援
- ・社会人の組織的な受入れへの支援
- ・授業料減免等や学内ワークスタディの充実 等

〔復興特別会計〕 (47億円)

被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援。

## 私立大学等教育研究活性化設備整備事業 46億円(1億円増)

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、設備環境の整備を通じ支援する。

○私立大学等改革総合支援事業 (46億円)

私立大学等経常費補助と同じ。

※この他、災害復旧関係費 5億円

## 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,040億円(18億円増)

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対し補助する。

(1)一般補助 (899億円)

各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援。

(2)特別補助 (114億円)

各学校の特色ある取組を支援。

- ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、学校安全の推進、授業料減免事業
- ・幼稚園における預かり保育、障害のある幼児受入れ 等

(3)特定教育方法支援事業 (27億円)

特別支援学校など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援。

## 私立学校施設・設備の整備の推進 87億円(10億円増)

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

(1)耐震改築事業【新規】(60億円)

学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、耐震性能が著しく低い建物や技術的に補強を行うことが困難な建物に対する耐震改築(建替え)事業を創設。

(2)教育・研究装置等の整備 (27億円)

(3)私立大学等改革総合支援事業(上記の内数)

私立大学等経常費補助と同じ。

〔財政融資資金〕 (367億円)

〔復興特別会計〕 (50億円)

特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。

# 私立大学等改革総合支援事業

平成26年度予算201億円(178億円)

- 経常費 144億円(122億円)
- 活性化設備費 46億円(45億円)
- 施設・装置費 11億円(11億円)

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、タイプ1～4に対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 対象は、400校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。

## タイプ1「教育の質的転換」(300校)

全学的な体制での教育の質的転換  
(学生の主体的な学修の充実等)を支援

- ＜評価する取組(例)＞
- 全学的な教学マネジメント体制の構築
  - シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
  - 学生の学習時間等の把握と充実
  - 学生による授業評価結果の活用
  - 履修系統図・ナンバリング・CAP制・学長裁量経費等の実施
  - 外部組織と連携したProject-Based Learning(例:新商品の企画・プロセス)の実施

## タイプ3「産業界・他大学等との連携」(50校)

産業界や国内の他大学等と連携した  
高度な教育研究を支援

- ＜評価する取組(例)＞
- 産業界との連携
  - 教育面を含む産学連携体制の構築
  - 企業等との教育プログラムの共同策定・実施
  - 長期インターンシップ
  - 他大学等との連携
  - 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
  - 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD

## タイプ2「地域発展」(150校)

地域社会貢献、社会人受入れ、  
生涯学習機能の強化等を支援

- ＜評価する取組(例)＞
- 自治体との包括連携協定の締結
  - 全学的地域連携センターの設置
  - 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム
  - 地域の学校等への教育支援・子育て支援
  - 社会人の受入れ(正規課程、履修証明プログラム、科目等履修生)
  - 自治体や地元産業界等のニーズを踏まえた社会人教育プログラムの策定

## 【新規】タイプ4「グローバル化」(100校)

語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化  
など、多様なグローバル化を支援

- ＜必須要件＞
- グローバル化対応ポリシーの策定
- ＜評価する取組(例)＞
- 実践的な語学教育
  - 教員の英語力強化
  - 海外インターンシップ
  - 海外大学等との交流協定(単位互換・ダブルデグリー)
  - 外国人教員・学生の比率(留学生は出身国の多様性を考慮)
  - 地域のグローバル化への貢献(例:留学生と地域の交流)

・経常費  
・設備費  
・施設費  
による一体的支援



# 私立学校施設の耐震改築事業の制度概要

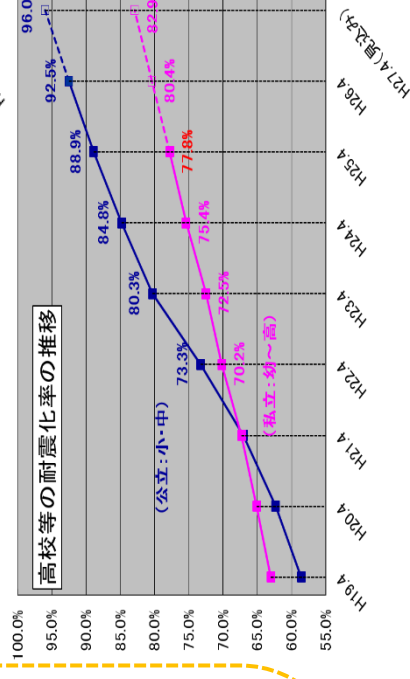
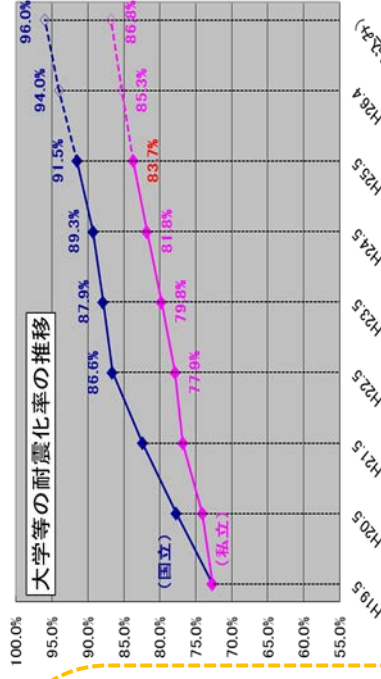
## ■ 耐震改築事業の創設

平成26年度予算額 60億円 (新規事業)

東日本大震災からの教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等に備えるため、私立学校施設の耐震化を一層加速することが不可欠。



これまでの耐震補強に加え、耐震改築(建替え)の補助制度を創設



### 耐震改築事業は、

- ・耐震性能が著しく低く、極端に多くの補強材が必要となり教育研究環境が悪化
  - ・建物構造体のコンクリート強度が著しく低く、補強での対応が困難
  - ・地盤が軟弱のため、補強での対応に莫大な経費を要する
- など、技術的に補強を行うことが困難で、改築(建替え)する以外に安全性を確保することができない建物を対象。

## ■ 耐震改築事業の制度概要

### 1.対象学校

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学

(幼稚園は別に耐震改築制度あり)

### 2.対象施設

新耐震設計基準の施行(S56.6.1)以前に建築された校舎、体育館、図書館等の教育研究施設のうち、耐震性能が著しく低い建物(Is値0.3未満)又は技術的に補強を行うことが困難な建物(事務局棟及び病院施設は対象外)

### 3.補助率及び調整率

小学校～高校等 1/3以内

大学等 1/2以内×調整率

※ 調整率：避難所指定ほか、災害対策に関する地方公共団体との連携状況及び大学等の規模等により調整率を適用。

### 4.補助対象経費

補助対象経費は、建物工事費、既存建物取壊し費、仮設建物費、実施設計費等とする。ただし、予算の状況等を踏まえて調整を行うことがある。

### 5.留意事項等

- 耐震診断の内容等について公的機関の確認を受けることを義務付け。(公立学校の補助制度と同じ)
- **本事業はH26～H28年度までの3年間の時限措置。**
- 移転や老朽化など耐震化以外の改築は対象外。
- 小学校から高校等については、都道府県に対して、補助制度の創設・改善等の積極的な政策展開を要

# 平成27年度私学助成関係予算要求の概要

平成27年度要求額：5,030億円（673億円増）  
〔復興特別会計：154億円（52億円増）〕

## 私立大学等経常費補助 3,303億円（119億円増）

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

- (1) 一般補助 (2,819億円)  
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。
- (2) 特別補助 (484億円)  
2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援。
  - ・私立大学等経営強化集中支援事業
  - ・地方の「職」を支える人材育成
  - ・第三子以降の学生に対する授業料減免の充実等
- (3) 私立大学等改革総合支援事業（上記の一般補助及び特別補助の内数）(201億円)  
教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化。

## 〔復興特別会計〕 (35億円)

被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援。

## 私立大学等教育研究活性化設備整備事業 47億円（1億円増）

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、設備環境の整備を通じ支援する。

○私立大学等改革総合支援事業（47億円）

※この他、災害復旧関係費 5億円

## 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,076億円（35億円増）

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

- (1) 一般補助 (918億円)  
各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援。
- (2) 特別補助 (128億円)  
各私立高等学校等の特色ある取組を支援。
  - ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、学校安全の推進、授業料減免事業
  - ・幼稚園における障害のある幼児受入れ、預かり保育への支援等
- (3) 特定教育方法支援事業 (30億円)  
特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援。

## 私立学校施設・設備の整備の推進 604億円（517億円増）

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

- (1) 耐震化等の推進 (511億円)  
学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援する。
- (2) 教育・研究装置等の整備 (93億円)
- (3) 私立大学等改革総合支援事業（上記の内数）

〔財政融資資金〕 (417億円)

〔復興特別会計〕 (113億円)

特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。



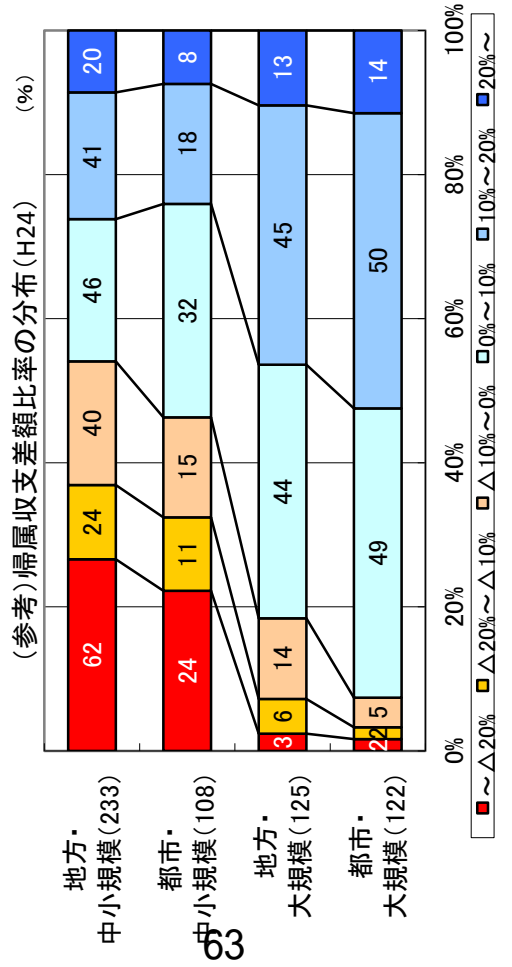
人口減少下にある私立大学を取り巻く現状

2020年度頃を目途に、18歳人口が急激に減少。また、人口移動が集中するのは大学進学時及び就職時。

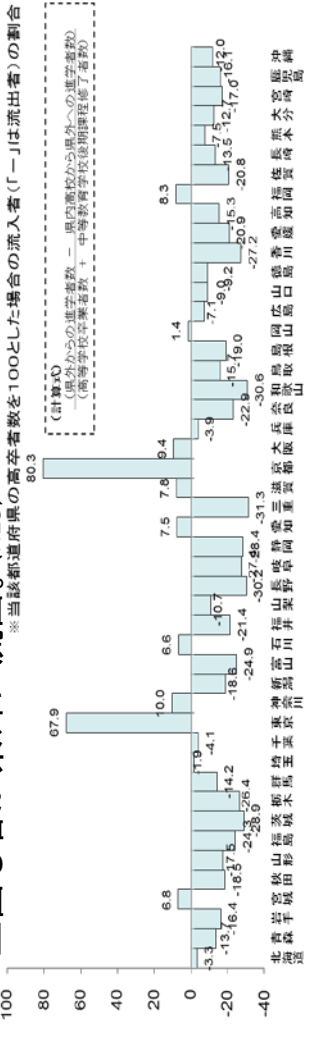
(平成22年度(2010):122万人 → 平成32年度(2020):117万人 → 平成42年度(2030):101万人)  
 ▲5万人減 ▲16万人減

大学の約8割を占める私立の教育研究の質向上や経営基盤強化に、一刻の猶予も許されない。私大が人口減少に対応した大学改革を先導できるかが、今後の我が国の高等教育の浮沈を左右する。

○地方中小私大(23区・政令市除く、学生2000人未満)の収支状況は半数以上が赤字傾向であり、厳しい経営状況。



○37道県において、大学進学時に、県外からの流入を上回る者が県外に流出。(H25)



※特に留意すべきは、こうした地方中小私立大学は、地方の人材育成など、**地方創生に極めて重要な役割を担っている点。**(別添参照)

※地方の高等教育機関が廃れれば、今後も地方から人口流出する構造に拍車がかかり、東京など大都市への人口流入が加速するおそれ。**この悪循環を断たなければならない。**

地方中小私立大学等が「バタバタと「倒産」すると、大都市への人口移動に拍車をかけることとなり、地方における高等教育機会確保や地方創生の観点から断固回避すべき。**急激な人口減を迎える前(2020年度まで)に、大学内・大学間でのスピード感ある経営改善を進め、地方に高度な大学機能集積を進める取組が、最も必要。**

2020年度までを「私立大学等経営強化集中支援期間」として設定し、特に**教育研究改革や経営改革を断行する地方の私立大学等に対し、私学助成による重点的支援を実施するため、私学助成の充実が必要。**

# 人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化

## 1. 『私立大学等経常費補助(特別補助)』 103億円

○ 2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援。

### 【期間限定】私立大学等経営強化集中支援事業

- 2015年度から2020年度までの間を、「私立大学等経営強化集中支援期間」として位置づけ、人口減少の克服に向けた集中的な支援を実施
- 既存の未来経営戦略推進経費を発展的に解消し、大学内の経営改善、大学間連携の推進、地方における大学機能の集積等の経営の新陳代謝に積極的に取り組む私立大学等に対して加算
  - 対象校については、地方の私立大学等(収容定員2,000人以下・三大都市圏以外の政令市を含む。)が対象
- 私立大学等の経営改善の取組内容を点数化し、総合得点の高い上位の私立大学等から採択。

### 地方の「職」を支える人材育成

- 学生の地方企業への就職状況を高く評価するとともに、PBL(project based learning)の実施、地方企業へのインターンシップの実施状況、地方の産学官金が連携した就労支援、起業家育成、留學生に対する地方企業への就労支援等を積極的に進めている私立大学等に対し、取組内容に応じて加算

### 地域課題解決・優れた研究開発機関への支援

- 地域課題解決に向けた研究開発を積極的に推進、又は、優れた研究開発成果を創出している私立大学等について、加算
- 女性研究者への支援を積極的に実施する私立大学等について、加算
- 地方私大の研究開発力強化枠の創設

### 社会人の学び直しニーズへの対応

- 社会人の学び直しニーズに対応した環境整備(学生への経済的支援制度の整備、産業界と連携したカリキュラム構築等)を推進する私立大学等に対し、取組内容に応じて加算

### 授業料減免等の充実

- 対象学生数を3千人増加するとともに、第三子以降の学生に対する授業料減免の取組を行っている場合には、加算

## 2. 『私立大学等改革総合支援事業』 325億円(201億円) 《経常費 201億円(144億円)、設備費 47億円(46億円)、施設費 77億円(11億円)》

○ 私立大学等の全学的・組織的な改革への取組に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を前年度に引き続き実施。

### タイプ1「教育の質的転換」(300校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

### タイプ3「産業界・他大学等との連携」(50校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究を支援

・経常費  
・設備費  
・施設費  
による一体的支援

### タイプ2「地域発展」(150校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

### タイプ4「グローバル化」(100校)

語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援